

Historic meaning of "Five Municipal Management Business" of Sendai in the end of Meiji era : the process of establishing of the municipal electricity business in Sendai-City

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 雲然, 祥子 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24028

明治末期の仙台市における「五大事業」の登場

——市営電気事業の成立過程の検証を中心に——

雲 然 祥 子*

<目次>

はじめに

- 一. 「五大事業」の登場と電気事業の構想
 - 二. 市営電気事業計画の「再燃」と「市営水利事業起工」
 - 三. 仙台電力株式会社の買収と仙台市営電気事業の成立
 - 四. 宮城紡績電灯株式会社の買収
- おわりに

はじめに

本稿の課題は、明治末期の仙台市における公営電気事業の構想から成立に至る過程をやや詳細にたどる作業を通して、仙台市の近代都市化過程における「五大事業」（上水道整備、電気事業、市区改正、市電敷設、公園整備の5つの市営事業）の登場の歴史的意義を明確にすることである。

周知のように、日露戦争後の日本においては、欧米列強と比肩する国になったという世論の高まりを背景にして、大都市をはじめとする全国の諸都市で各種インフラ整備事業に着手する動きがみられた。「東北」の中心都市である仙台市においても例外ではなく、1907（明治40）年8月、「五大事業」の整備が仙台市会で決議され、実現に向けた調査が行われることになった。

この「五大事業」は、当時の仙台市にとっては近世城下町的な都市構造を近代的都市構造へと改造する画期的な都市改造事業と位置付けられて然るべきであると思われる。とくに「五大事業」の中でも市営電気事業は、中核的役割を

果たす事業として位置づけられていた。というのも、同事業には、低廉かつ安定的な電気供給体制を整えることで近代工業の集積を図ろうとするねらいが込められていたからである。また、電気供給体制が確立した後には、市区改正の実施とともに市電の敷設および経営が行われることも企図されていたからである。つまり、仙台市にとって市営電気事業は、「軍都」・「学都」・「森（杜）の都」といった呼称をもつ「消費都市」から、近代的工業の集積する「生産都市」へと抜本的に転換させる可能性を有する事業とされており、「五大事業」の中でも中心的な事業として位置付けられていたのである。それゆえ、市営電気事業の成立時の経緯に関する検証作業によって「五大事業」の登場の意義を明らかにしようとするここでの試みも、大方の理解を得られるところであろう。

ここで仙台市営電気事業の歩みを簡単に述べておこう。同事業は、1911（明治44）年7月から1942（昭和17）年3月までの約30年間にわたり、仙台市が実施していた公営事業である。後述するように、当時仙台市内で電気事業を行っていた2つの民間会社を買収し、その事業の譲渡を受けて成立した。仙台市営電気事業は5つの水力発電所と1つの火力発電所を有し、旧仙台市域のみならず、塩竈などの周辺町村にも電気供給を行っていた。成立当初より電気供給事業を中心に展開していたが、電力需要の高まりもあって、大正中期以降は電気事業の収益が次第に仙台市財政に充当されるようになり、「財政の宝庫」として、一般会計、特別会計（市区改正事業、市電敷設事業、都市計画事業など）の財源として大きな役割を果たすようになっ

*仙台育英学園高等学校講師 (s.kumoshikari*i-lion.org) * = @)

た。大正末期以降は市電事業の経営をも担うようになるが、1930年代後半以降の戦時体制下において電力国家管理体制が強化されると、市電事業を除く電気供給事業の一切を東北配電株式会社に強制統合されることとなり、その終焉を迎える。

ところで、明治末期に登場した「五大事業」の歴史的意義に関する体系的な研究はこれまで皆無といつても過言ではない。前述のように、同事業は仙台市の近代都市化につながる大胆な都市改造事業であると思われるにもかかわらず、そのような視点から分析された研究もほとんどみられない。これまで刊行されてきた『仙台市史』においても、断片的な記述がなされているにすぎない¹。近代以降の仙台の水道事業、電気事業、市区改正事業、市電敷設事業、公園整備事業についていえば、それぞれ個別的な記述がなされているものの、「五大事業」との有機

的な関連を視野に入れた研究はまったく進められていない。

本稿の課題への接近方法としては、かつて近代における日本の地方都市の研究に際して大石嘉一郎・金澤史男が提起した行財政分析を重視する方法が妥当だと考えている²。そのため、本稿では、仙台市の行政文書（市営電気事業関連文書、市会議事録、市参事会議事録など）を使用した。また、事実経過の検証に際しては、資料の不足を補う意図も含めて『河北新報』の記事を多用した。

以下の展開は次の通りである。1では、「五大事業」の登場前後の動き、とくに市営電気事業の計画が着手される背景・経緯について検討を加える。2では、市営電気事業の成立に向けた仙台市会での議論の中で「無期延期」となった同事業の構想が「再燃」し、「市営水利事業起工ノ件」が提起され、2つの民間電気会社の

1 ちなみに、先行研究においてその都市の原型を形成した大事業を取り上げていないということは、仙台市に限ってのことではない。伊藤之雄は、京都市の事例を取り上げた分析を行っているが、そのなかで、同時期において京都市でも「三大事業」（上水道整備・琵琶湖疏水の建設〔電気事業〕・道路拡張）が行われているが、「この事業は、現在の京都市街の原型を作った都市改造大事業でありながら、『京都の歴史』（第八巻）などで通史的に叙述されているにすぎない」と述べている（伊藤之雄「都市経営と京都市の改造事業の形成」、伊藤之雄編『近代京都の改造——都市経営の起源 1850～1918年——』第二章、ミネルヴァ書房、2006年、34ページ）。

2 これについては、雲然祥子「公営電気事業と近代の都市形成に関する一考察——仙台市を事例にして——」（東北経済学会『東北経済学会誌』2010年度、4～17ページ）、同「大正期仙台市の電気料金値上げ問題」（東北学院大学学術研究会『東北学院大学経済学論集』第177号、2011年、165～193ページ）、同「『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業に関する資料的考察——電気事業特別会計の分析を中心に——」（東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第31号、2012年、63～114ページ）を参照されたい。

3 たとえば、上水道・下水道事業を取り上げてみよう。仙台市は明治中期頃から、近代以前に使用されていた四ツ谷用水の水質汚染や市内の井戸水の水質悪化などの深刻化、および仙台市の人口増加などに対応するかたちで、上水道・下水道の整備に着手した。このなかの下水道整備（「排水工事」ともよばれた）についてみると、明治20年代以降、腸チフスやコレラなどの伝染病の発生・深刻化したことによって大きく進展することとなった。仙台市は1890年前後から水質調査や上下水道の測量などに着手していた。下水道整備を行うにあたっては、1888（明治21）年に井戸水の水質検査が行われたほか、1891（明治24）年8月の仙台市会でも「市内測量議案理由書」が提出されている。1893（明治26）年にはイギリス人のW.K.バルトンに本格的な調査を依頼し、その調査結果をまとめた「バルトン報告書」にもとづき下水道整備計画が提案されたが、この計画では下水を広瀬川に放流することとなるため、仙台市の採用するところとならなかった。その後、仙台市は、1897（明治30）年には中島銳治に調査を依頼し、その設計をもとに下水道整備に着手した。その後も下水道整備は仙台市参事会・仙台市会の議題として取り上げられるが、糺余曲折を経て、明治後期から大正初期にかけて一応の完成をみることとなる。ちなみに、中島によって設計された下水道も、下水の多くを広瀬川に排水していたため、のちに広瀬川の汚染の原因をつくったとされている。そのため、「バルトン、中島ともに浄水処理という発想はなかった」（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2008年、178ページ）という評価がなされている。

一方、上水道整備については、下水道整備と同時期に調査が行われた。そして、バルトンや中島に調査を依頼するが、両者ともに上水道整備には巨額の費用を要するため、当時の仙台市の財政ではまかなえないという結論に達し、「下水道工事から着手し、上水道工事は後回しにされた」（同『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』〔仙台市、1999年〕496ページ）。そのため、仙台市における本格的な上水道整備は、「五大事業」の登場まで待たねばならなかった。

買収交渉が開始されるまでの動向を検討する。3では、仙台市と仙台電力株式会社との買収契約が締結されるに至る経緯について検討を加えるとともに、宮城紡績電灯株式会社との買収交渉が難航していたことを明らかにする。4では、仙台市側にとって名実ともに「市営」となるために必要不可欠であった宮城紡績電灯株式会社との買収交渉、および同社の事業譲渡により本格的な仙台市営電気事業の成立したことを明らかにする。

1. 「五大事業」の登場と市営電気事業の構想

(1) 「五大事業」の登場前夜

1907（明治40）年に「五大事業」が提起される以前にも、「五大事業」の原型ともいいくべき様々なインフラの整備が、仙台市、あるいは市内の民間会社によって着手されていた。しかし、それらの事業は体系的な近代都市整備事業というよりも、衛生面などを中心とする都市問題に応急的に対応するために提案・実施されたものが多かった³。

その後、本格的な都市改造を行うための事業は、日露戦争後に全国的に提唱されるようになっていた⁴。前述のように、「世界一等国」⁵にふさわしい都市基盤整備を行わなければならぬという世論の高まりがあったためである⁶。

こうした動きは、六大都市（東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）においてとくに顕著であったが、前述のように仙台市においても電気鉄道の敷設⁷、公園の開設、市区改正事業の実施、上水道の整備⁸などが市民の大きな関心となっていたのである。

この仙台市での動きを『河北新報』の記事を手がかりにしてたどってみることにしよう⁹。

1906（明治39）年12月15日の『河北新報』には、「現在の仙台市は何がため斯くの如く衰靡せるか、仙台の将来は如何にして発達を計るべきか、仙台は是非共工業を発達せしめざるべからず……此問題は即ち仙台市に取りて由々しき緊急の問題」であるとし、「仙台市民は目下の急務として資本の大小を問はず、是を生産的に使用する事を考へねばなら」ないという意見が掲載されている¹⁰。また、数日後の『河北新報』でも、「戦後的情况に徴して是を見るに、東京

4 日露戦争が日本経済に与えた影響については、様々な研究がなされている。詳細についてはここでは省略するが、さしあたり、藤田武夫『日本資本主義と財政』（実業之日本社、1949年）、高橋誠『大正デモクラシーの財政学』（狭間源三編『講座・日本資本主義発達史論 第2巻 第一次世界大戦前後』第六章、日本評論社、1968年、185～231ページ）、井口和起編『近代日本の軌跡3 日清・日露戦争』（吉川弘文館、1994年）などを参照されたい。

5 「時代の趨勢と現在の東北」、『河北新報』1906年12月18日。

6 これについては、宇田正『近代大阪の都市化と市営電気軌道事業の一寄与——市区改正との関連において——』（大阪歴史学会『近代大阪の歴史的展開』、吉川弘文館、1976年、287～357ページ）、持田信樹『都市財政の研究』（東京大学出版会、1993年）、石田頼房『日本近現代都市計画の展開 1868～2003』（自治体研究社、2004年）、伊藤之雄編著『近代京都の改造——都市経営の起源 1850～1918年——』（ミネルヴァ書房、2006年）などを参照のこと。

7 これについて、「仙台電気鉄道の設計」（『河北新報』1906年11月7日）では、水力発電による電気を使用した電気鉄道の構想が述べられている。その敷設の計画は、「先づ第一設計として仙台市街電気鉄道を布設し、長町、荒町、釈迦堂、仙台停車場間を始終運転して、恰も東京補外濠線の如くなし、其外市内枢要の場所に及ぼし、其延長七哩の見込みなり。第二設計としては仙台停車場を起点として塩釜に至り、夫れより松島海岸に沿ふて松島停車場に通じ、追ては石巻まで延長する目論見なりと」いうもので、のちの仙台市電、仙石線の構想につながるものと考えられる。

8 たとえば、『河北新報』1907（明治40）年1月20日には「飲料水不足と上水工事」という見出しで、仙台市が提唱した大倉川における上水工事に着手する必要性があるということが述べられているほか、同2月8日には「上水工事と市区改正」という見出しで、市は上水工事と市区改正事業に着手すべきであるという意見が述べられている。

9 なお、参考資料として1906（明治39）年7月から1907（明治40）年8月までに掲載された「五大事業」に関する『河北新報』の記事の見出しを卷末に掲げておくこととする。

10 「仙台市と工業」『河北新報』1906年12月15日。

並びに京坂地方に於いて頻りに新事業の勃興するは即ち此趨勢に支配さるゝに過ぎず、國力の充実に是等新事業の成就に依頼する外之れあらざる也、翻つて東北の各地を見るに産業の萎靡は旧に依りて旧の如くなるのみならず、地方人の企画する一の新起業あるを見ず」、「東北の産業は旧に依りて旧の如くなれど、時勢は最早其の旧態に任するを許さず」¹¹として、仙台市においても大都市部と同じような産業振興の必要性を力説する一文が掲載されている。これらのことから、市内に近代工業を集積・発達させることが、仙台市の近代工業化の遅れを克服すること、ひいては同市の發展につながるという世論が広がっていったことがうかがえる¹²。

1907（明治40）年に入ると、工業化を推進する政策の必要性がより強く主張されるようになった。同年1月12日の『河北新報』の記事では、「戦勝の結果として各種の事業勃興し來りたるに依り、卅八年後半期より長足を以て膨張の域に進みしは戸数と人口の増加に依りて明かに証拠立てられ居る所なるが……之れに伴ふ事業の發展は市の面目を一新して、関東北に於け

る大都會たるに恥ざる設備を見るに至らんか、之れ等は将来市政に参与する人々の最も注意を払ふべきものなるべし」と報じられており、人口の増加にともなう仙台市の政策的対応の必要性が説かれている¹³。

電気事業については、1906（明治39）年時点で、仙台市の将来の発達のために工業を発展させることは「緊急の問題」であり、そのためにはきわめて低廉な動力を供給することで、産業発達を促進する必要があるとされていた。こうした動きに呼応するかたちで、既存の民間の電気会社でも事業の拡大などが図られようとしていた¹⁴。このほか、民営のガス会社・電気会社¹⁵の設立や、電気鉄道敷設の動き¹⁶がさかんにみられるようになっていた。

そのようななか、市民の中からは市区改正事業の実施も要望されるようになっていた。当時の新聞記事の論調も市区改正事業を待望するものとなっていた。たとえば、1906年12月27日の『河北新報』では「漸次市の發展に伴う新施設としては市区の改正を為し、市の北方及び南方を開拓して、茲に一繁華の地を設くる」ことが

11 「時代の趨勢と現在の東北」『河北新報』1906年12月18日。

12 ちなみに、仙台市内に近代工業がまったくなかったわけではない。1906年7月20日の『河北新報』では、「当宮城紡績鉄工株式会社に於て市内の各工場に供給しつゝある電力は、精米場二十七個所に百十馬力、刻煙草工場四個所に四十馬力、製粉工場一個所に卅五馬力、挽材工場同廿馬力、印刷工場二個所に十四馬力三分の一、製油工場一個所に十二馬力、鉄工場二個所に六馬力、計二百卅七馬力余にして、近々製錬工場に七馬力半を供給する筈なれば、其計は二百四十五馬力となる訳なり」という記事が掲載されている（「仙台市内工業と電力」）。これは、当時仙台市内に電気供給を行っていた宮城紡績電灯株式会社の電気供給量について報じている記事であるが、ここで紹介されている工場をみても、本文で取り上げたような「工業」だけではないことがわかる。しかし、1907年1月15日の『河北新報』によれば、「仙台市内に於て諸種の工場増設さるゝは市の發展上最も喜ぶべき事なるが、其内二十名以上の職工を有するは…（中略）…煙草製造所、製糸場、封筒製造場、硝子製造所及原田燐寸製造場等なり」となっている（「市内の工場と職工」）。同記事によれば、100人以上の職工を有しているのは「林業場二百十七人」、「煙草製造所 五百四十六人」、「製糸場 三百七十人」、「封筒製造場 百四十七人」、「燐寸製造場二百四十六人」となっており、いわゆる大規模工場が少ないことがうかがえる。

13 「仙台市の膨張」『河北新報』1907年1月12日。

14 「仙台市と工業」『河北新報』1906年12月15日。

15 たとえば、1906年11月14日の『河北新報』によると、市会議員の有志数名によって大倉川の水力を利用した発電を行う「奥羽水力電気会社」の成立が取りざたされている。奥羽水力電気株式会社は資本金20万円で、株式の募集も行っていた。しかし、この会社が開業したあかつきには、「同氏等はこれを市営に売付くる場合には三十万円を要求する趣に声明し居れり」とあり、市営電気事業に同会社の事業を売却しようと試みていたことがうかがい知れる。なお、同会社は結局開業せず、のちの仙台電力株式会社に引き継がれることとなる。

16 たとえば、1906年11月7日の『河北新報』には、「仙台電気鉄道の設計」という見出で、市会議員有志が仙台電気鉄道株式会社を設立させ、大倉川の水力を利用した発電によって電気鉄道を経営するという計画が掲載されている。このときの路線は、のちの仙台市電、あるいは仙石線の路線とほぼ同じようなルートとなっている。この電気鉄道の敷設設計画は、奥羽水力電気株式会社のほか、宮城紡績電灯株式会社においてもこの構想が登場している。

主張されていた¹⁷。

さらに翌年2月には、より具体的なかたちで市区改正事業の実施が提案されるようになる。たとえば2月8日の『河北新報』では、市区改正は上水道整備とは異なり多額の費用を投入せずとも完成できるものであるとし、「東北の都市たる面目に対しても最も急施すべきものなり」としている。しかも、そのうえで仙台市が当時計画していた下水道整備事業に着手する際には、「市街道路の幅員を調査したる處に依れば、各町共（已に取扱いれたる町区を除き）両側約三尺宛を侵して家屋を建造しあるを以て」街路が狭くなっているため、これを無理に破壊することはできなくとも「幾分の補助金を給することゝ為さば極めて容易に」取り締まることができるとして、「市区改正即ち道路幅員復旧に関する前記の補助費だけをも計上して該工事」に着手すべきであると主張している¹⁸。

ただし、ここで注意しておきたいのは、このときの「市区改正」が、のちの「五大事業」や

大正期の市区改正事業、すなわち都市計画事業の一環として行われたような道路幅員の拡張を前提とした街並みの改造計画ではなく、あくまでも「道路幅員復旧」と考えられていたことである。つまり、本来は街路であったところに建造している家屋の取り締まりを行うことなどで、道路の幅員を「復旧」しようとしていただけである¹⁹。

さらに、上水道整備に関しても、同年4月の新聞記事に「事業費額の多少と経営の難易との相違はあるも、^{ひと}齊しく市の事業として計画せんには此の際不急の小工事を起さんよりも、寧ろ市民の生活に必須なる上水工事を經營するに若かず」という声も紹介されている²⁰。

このように、当時の新聞の論調を追ってみても、仙台市の政策として計画的な都市整備事業の実施が求められていたことがわかる。

(2) 「五大事業」の登場

こうした動きに対応するかたちで、1907年8

17 「市区改正と上水工事」『河北新報』1906年12月27日。また、1907年1月には、仙台商業会議所（のちの仙台商工会議所）から仙台市会に対して市区改正に関する建議がなされた（「市区改正と墓地」、『河北新報』1907年1月21日）。このなかで商業会議所は、市区改正事業を行う際、「市内に散在する墓地に土葬禁止の勧行を促す必要あり」として、その建議も提出している。

18 「上水工事と市区改正」、『河北新報』1907年2月8日（下線は引用者による。以下同じ）。このような道路整備のほかにも、市内の学校や病院、官公署などの敷地選定なども頻繁に行われており、それらの土地をどのように確保するかが課題となっていた。そのため、市区改正ではこれらの区画整理を行うことも盛り込まれていたと考えられる。

19 この構想については、市民レベルからも主張されていた。たとえば、1907年2月上旬には、市内名掛町（名掛丁）の有志が会合し、自主的に市区改正を行うことについての協議を行っている。同年2月9日の『河北新報』では、「市の膨張と繁華の増進とに伴ひ、市街道路の狭隘を感じ来りし為め市区改正を必要とし、…（中略）…市内名掛町有志家は……市内道路の取扱いに関する件を協議」を行っていることが報じられている（「市区改正の先鞭」『河北新報』1907年2月9日）。このほか、同年2月18日の『河北新報』では「現今に於ける当市の膨張率を以てすれば、数年ならずして市区改正の必要を見るは当然の結果なるべくにより、当市に於いては数年前より各街路沿道の新築家屋に対し、両側に於いては各三尺宛道路の拡大を計らしむるの方針を取り来れる由なるが、右は元より何等の取締規則に制せらるゝ訳にも非ず、言はゞ市民としての公徳に訴ひて、寄附の方針に準拠し来れるのみなるにより、従つて此間には何等の干渉及び制裁等もなきため、当局に於いて留意せざる部分は依然旧來の伝統築し来れる者の由なれど、斯くては将来市区の改正を要する場合に於いて益困難を來すべきにより、新築家屋に対しては是非共一様の取締をなすべき必要あり」という主張もあった（「市区改正と当市の各街路」『河北新報』1907年2月18日）。

20 「急施を要する市街上水事業」『河北新報』1907年4月3日。

21 「市発展策の建議出でん」、『河北新報』1907年8月3日。ちなみに、これまでに「五大事業」について言及している文献をみると、「上水道」「上下水道」などの記述が混同している（たとえば仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』、仙台市、2008年、同『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2009年など）。この新聞記事でも「上水下水」、あるいは「上下水」という記述がなされているため、これがのちの文献などで混合されて使用される原因と考えられる。なお、その後の「五大事業調査建議書」をみると、「下水」については除かれているが、これは仙台市がすでに下水道事業に着手していたことから、仙台市にとっての新規事業である「五大事業」に加えられなかったものと思われる。

月、「五大事業」の構想が提唱されることとなる。このことについて、同年8月3日の『河北新報』は、それまでは「机上の空論に過ぎ」なかった各種事業、とくに「上水下水の水利工事」、「市区改正」、「市街電鉄布設（附工業原動力供給の電気事業）」、「公園設置」について具体的に調査するために、近日中に市会へ建議書を提出するという動きがあると伝えている²¹。やがてこの建議書は、1907（明治40）年8月12日付で当時の仙台市長遠藤庸治²²へ提出され²³、8月15日の仙台市会において「一、仙台市會議員別所直温外二十九名の建議に係る仙台市営上水道他四項調査のため臨時委員設置の件」として提議された。その原文は次の通りである。

「 建議書
市営工事ノ調査機関ヲ設置セラレンコト
ヲ請フノ建議
一、仙台市営上水工事ヲ起工スルノ
得失
二、仙台市営水利工事ヲ起シ工事者
ニ原動力ヲ供給スルノ得失
三、仙台市区改正事業ヲ起工スルノ
得失
四、仙台市内ヘ市営ヲ以テ電氣軌道

布設スルノ得失

五、仙台市営ノ公園ヲ設置スルコト
右五項ヲ調査セシカ為メ、臨時委員議設
置スル件提案アランコトヲ市参事会へ請求
スヘキコト

右建議致候也

明治四十年八月十二日

市會議員別所直温外二十九名
仙台市會議長 遠藤庸治 殿 」²⁴

この建議書は原案通り可決され、具体的な調査を行うための調査委員会が発足することになった。その後、同年9月2日の臨時の仙台市参事会において「第五百十四号 仙台市営事業調査委員設置ノ件」が提案・決議され²⁵、同時に「五大問題調査委員設置規程」が仙台市会に對して提出された。この規程では、市営事業（「五大事業」）の調査のために臨時の調査委員会が設けられること、そのメンバーは市参事会員2名、市會議員7名から構成されること（第一条）、調査委員は「五大事業」について調査すること（第二条）、これらの事項の調査が完了したときは市参事会に報告し（第五条）、その際は自ら解職するか市参事会の必要に応じて調査終了まで在職すること（第六条）、などが

22 遠藤庸治は、初代（1889〔明治22〕年5月2日～1893〔明治26〕年6月25日）、2代（1893年7月31日～1898〔明治31〕年3月7日）、6代（1910〔明治43〕年7月2日～1914〔大正3〕年11月4日）の市長を務めた（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 政治・行政・財政』別冊資料、仙台市、2008年、6ページ）。

23 この間、「五大事業」に対してさまざまな世論が登場していた。たとえば『河北新報』1907年8月8日には「所謂五大問題の建議愈々出つ」という記事のほか、その翌日の同紙には「五大問題の調査」という見出しの記事が掲載されている。この記事によれば、「五大問題」は、将来仙台市の繁栄を遂げようとしたときに「適切なる事業」であるが、問題は「仙台市の財政に鑑みて、将た将来の仙台市にとりて、斯る大事業を而も五件までも実行してよいのか、「克く其の負担に耐ゆるや否やを調査する」必要があるとしている。また、時期尚早論が唱えられたために「時機を逸」したこともあるため、調査を行う際は、「五大事業」の可否ではなく、「順次之を決行するの方針によりて調査するの覚悟」で行うべきであるという世論も登場している（『河北新報』1907年8月9日）。また、同日の『河北新報』では、「五大事業」に対する商工会（のちの仙台商工会議所）の意見についての記事が掲載されている。それによれば、商工会は上水工事と市区改正の2つの問題については「無論賛成」であるが、「非常に多くの調査費を要する」ため再び会議を開き、意見を述べることとし、慎重な構えをみせている（「所謂五大問題に対する商工会の意見」、『河北新報』1907年8月9日）。

24 仙台市役所『仙台市會議事録』1907年、193～194ページ。

25 なお、これより前の同年8月22日にも臨時の仙台市参事会が開催されたが、そのときは「仙台市営事業調査委員設立ノ件ハ次回マテ延期」となっている（仙台市役所『仙台市参事会決議録』1907年）。

26 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』、仙台市、1999年、298ページ所収。このなかで、第一条の各項の人数は、8月23日時点では「何名」という記述がなされているのみで、具体的な人数は決まっていなかった。この人数が決定されたのは、9月2日の臨時市参事会においてである（「臨時市参事会と五大問題」、『河北新報』1907年9月3日）。

定められた²⁶。この調査委員については9月7日の市会で議論され、市会議員7名が選出された²⁷。その後、仙台市営事業調査委員会は、1907年10月21日に第1回調査委員会、同年11月27日に第2回調査委員会が開催された²⁸。

(3) 市営電気事業構想への注目

第2回調査委員会では、「五大事業」の具体的な調査方針が決定された。すなわち、「市区改正及び上水工事は全国各市に照会し既設のもの並に計画中のものに就いて其方法財源等を調査したる上決定する」とされ、「電力事業は専門技師を招聘し調査を托すべく、市会に向て調査費六百円の支出を請ふことに決し」たという²⁹。

この間、仙台市営事業調査委員会の一員でもあった仙台市長の遠藤庸治は、市営電気事業をまず実現させてから、市区改正や市電敷設に取りかかるべきであると主張した³⁰。また、彼は第2回調査委員会において、仙台市営電気事業を実施するには、①仙台市独自に、大倉川または熊ヶ根（鳳鳴ヶ瀧）の水力を用いた新設の電気事業を起工するか、②既存の民間電気会社（このときは宮城紡績電灯株式会社の1社のみ

を想定）を買収して市営とする、という2つの案を提起した。そして「専門技師ヲ聘シニヶ所（大倉川と鳳鳴ヶ瀧……引用者）ノ水力ヲ調査シ、併テ三居沢在来ノモノヲ仙台市ニ買上グルモノトスルモ、其価格ニ就テハ技師ノ調査ヲ要スルヲ以テ……高等工業学校教授工学博士降矢芳郎ニ依頼シタル」こと、つまり市営電気事業の発足に関するさまざまな調査を、当時、仙台高等工業学校教授を務めていた降矢芳郎³¹に依頼したのである。その結果、1907年12月、降矢の最初の調査報告では、①市営電気事業を行えば、市の財源に充てることができること、②新設する大倉川・鳳鳴ヶ瀧のほかに三居沢の水利を使用している既設会社の買収を行えば、豊富な電力を有することができること、そして③それを電灯だけでなく電車（市街電車）にも十分供給できる、ということが指摘された³²。

しかし、それでも市営電気事業の実施に向けた議論がスムーズに進んだわけではなかった。たとえば、同年12月8日の『河北新報』によれば、市営電気事業の実施にあたり、①大倉川や鳳鳴ヶ瀧の水利を使用した発電所を建設することは有利なことであるが、それによって宮城紡

27 このときの投票の結果選出された市会議員の委員7名は、別所直温、小野平一郎、遠藤庸治、小西儀助、村松亀一郎、横山儀三郎、福島與惣五郎である（仙台市役所『仙台市會議事録』1907年、211～216ページ）。このときの経緯については「五大問題と仙台市会」（『河北新報』1907年9月8日）にも詳述されているため、そちらも参考されたい。

28 このとき、調査委員会のなかに「特別委員」というものが設けられているが、同委員は事前に様々な調査を行い、その報告をもとに調査委員会で議論をしていた。しかし、それがいつから設置され、どれくらいの人数が担当していたのかは今のところ不明である。

29 「五大問題調査委員会」、『河北新報』1907年11月28日。その後、12月の仙台市会において、市営電気事業の調査のために1908（明治41）年度の歳入歳出追加予算のひとつとして「市営事業調査費」616円が計上された（仙台市役所『仙台市會議事録』1907年、231～232ページ）。

なお、その調査内容について、1907年11月29日の『河北新報』では「其实……紡電買収に関する調査なるものゝ吉にて、他の問題は今日に於て同調査会が目し居らざるものゝ如し」と報じている。ここから、「五大事業」について調査を行っている市営事業調査委員会では、5つの市営事業のうち電気事業の構想についての調査に注力されつつあることがうかがえる。

30 たとえば『河北新報』1907年11月14日「五大問題の消息」などを参照されたい。

31 降矢芳郎は、1870（明治3）年に北海道釧路郡で生まれ、1896（明治29）年に第一高等学校を卒業して東京帝国大学工科大学に入学した。その後、同大学を卒業し、鉄道技手を経て1899（明治32）年に長野県の松本電灯株式会社や上田電灯株式会社に務めた。1902（明治35）年には「交流電熱器」を発明して専売特許を取得し、同年には文部省留学生としてドイツやスウェーデンへ留学した。1906（明治39）年に帰国し、京都帝国大学理工科大学講師を経て、1907（明治40）年4月より仙台高等工業学校の講師に任命されている（「博士となるべき降矢芳郎氏」、『河北新報』1907年8月14日）。工学博士となったのは1907年8月中旬のことと、『河北新報』1907年8月18日の記事には「降矢高工教授の博士論文」という見出しで博士号を取得したことが報じられている。

32 なお、降矢の調査報告は、『河北新報』1907年12月23日「仙台の水利事業（電気事業市営の得失）」にも掲載された。

績電灯株式会社と競合する可能性があること、②大倉川や鳳鳴ヶ瀧に発電所の新設のためには「巨額の費目を要す」ため、市独自の発電所を建設せずに「紡電を買収することゝなる」可能性があること、③もしそうなった場合は市債によって買収することとなるため、「支収相償はざる場合は買収も亦不調に終る」という議論が行われたことが紹介されている³³。つまりこの記事からは、仙台市の当時の財政事情に鑑みると、電気事業の市営化の実現がそれほど簡単ではない状況にあったことがうかがわれる。また、同12月26日の記事によれば、市会議員や有志者のなかで様々な「異論」があることが報じられている。その内容は、宮城紡績電灯株式会社の営業権・水利権を買収するほか、鳳鳴ヶ瀧の水利権を仙台市が持つことで「大計画を以て水力電気事業を起し、是を市の経営として市内の電力並びに電灯の供給を充分にし、市内工業の振興を促進せしむべし」として、民間電気会社「買上説」に賛成する意見³⁴がある一方で、電気事業は民間にまかせ、市は上水道整備や公園整備などの他の市営事業に着手すべきであるというものであった³⁵。

このような状況のなか、遠藤庸治は、翌1908（明治41）年1月、仙台市営電気事業の構想に

ついて、①市民の市税負担が重くならないよう事業収入で経営ができること、②低廉な電灯料金（電気料金）で、電灯使用者および工業者の利便を図ることができること、③三居沢・大倉川・鳳鳴ヶ瀧の水力を合わせれば豊富な発電が可能になり、「前途有望な好財源」となることを主張した³⁶。

同年3月には、仙台市会に対して電気事業の市営化についての建議が提出された。既設電気会社の買収案を要望したものであったが、これについては依然として市会議員のなかでも賛否が分かれていた³⁷。

その後、1908年9月26日には市営事業調査委員会が開かれ、降矢芳郎の調査の報告と、それに基づいた同委員会特別委員の報告書が提出された。この報告書によれば、「其の事業（市営電気事業のこと……引用者）は確実にして最も有利有望と認めら」れたが、既存の民間の電気会社の買収については「慎重に調査して契約を締結せねばならず、故に準備委員^(マ)にても置いても其組織方法は市会の決議を要するもの」とされた³⁸。そして、1908年10月16日に開催された調査委員会では、あらためて電気事業が「国家若くは公共団体の経営する事業に於て然りとす」るものとされた³⁹。

33 「市営五大事業 電力」、『河北新報』1907年12月8日。

34 このことについて、当時の仙台市長和達孚嘉は、1908年度の仙台市について、「市の繁栄は一に生産者の発達に依らざるべからず、水力電気は大に云ふ迄もなく、民間一般諸種の工業を振興」すべきであるということを述べている（「来年度の仙台市」、『河北新報』1907年12月30日）。

35 このほか、市営電気事業のような「大事業」を市が経営しうるかどうかをまず調査すべきであるという「先決論」を称える者もいた（「電力市営問題」、『河北新報』1907年12月26日）。

36 「市営水利事業と既設会社」、『河北新報』1908年1月10日。このことについて、八木久兵衛も「市費が年々膨張する今日に在りては何等か適當なる財源を見出すの要あるべく、この点に於て電力の市営は差し当りて適當なる財源の一として挙ぐるを得べし」ということを述べている（「電力市営問題如何」、『河北新報』1908年2月29日）。この時点で市営電気事業の収益性を認識し、「財源調達手段としての機能」を見越していたことは興味深い。

また、一般市民のなかにも、この主張を支持する動きがみられるようになっていた。たとえば1908年2月23日の『河北新報』では、「市の現状を見れば、工業は依然として不発達なるを免れず、此際低廉なる動力を供給してその発達を促かさんことは急務中の急務に属すと信じるが故に、此際一日も早く市の水利事業を調査して適當の施設を執らんとする」という一市民の声を掲載している（「五大問題委員と電灯買収建議」、『河北新報』1908年2月23日）。

37 賛成する市会議員は遠藤庸治をはじめとする14名、反対する市会議員は13名となっていたほか、「態度不明」という人もいたため、否決される可能性も高かったのである（「電力市営建議の賛否」、『河北新報』1908年3月2日）。

38 仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）11ページ。慎重な調査という点に関しては、調査委員のなかから「仙台商業会議所に諮問すべしとの説」もあがっていた（「五大問題委員会」、『河北新報』1908年10月22日）。このことについては、「電力市営問題（商業会議所の調査を勧む）」（同1908年10月23日）を参照のこと。

39 仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）15ページ。

これを受け、遠藤庸治は、現在の仙台市には「一も生産業のあるものなく、上水工事の如きも、市民大に起工を希望し居るにも関らず、其費用支出の目途なく之を行ふ事を得ざる状態」にあるため、この現状を放置すれば「他市に対し到底其体面を保つ事」ができないとし、いまこそ「確実なる事業を起し市の生産力を増し、実力を養ひたらんには他日、上水工事、市区改正の如き事業を断行し得るに至らんと思惟するを以て」市営電気事業に賛成すると主張した。とはいえ、結局、決議は延期され、市営電気事業についての甲案・乙案⁴⁰を市会に提出することで決着がついたのである⁴¹。

こうして、1908年10月26日、仙台市会に「仙台市水利工事調査報告書」が提出された。同書によると、降矢による三居沢・大倉川・熊ヶ根（鳳鳴ヶ瀧）の調査の結果、「三居沢の水利一千馬力、大倉川の上流下流に於て各一千八十馬力、鳳鳴ヶ瀧に於て八百二十馬力、計三千九百八十馬力を得べく…（中略）…仙台に於ける電

力は二千三百五十馬力となるの計算なりとす」るが、ここで大倉川と鳳鳴ヶ瀧については、「大倉川の工事は其下流に於ては工費約三十五万円を要すべく、上流に於ては約三十万円、鳳鳴ヶ瀧は約二十五万円の工費を要す」と指摘された⁴²。

この調査報告をもとに、市営事業調査委員会においては上述の2つの案が提示され、起工に関する収支予算とその利益について説明がなされた。その結果、乙案は甲案に比べると電動力の使用料が2倍となっているものの、どちらも点火料（電灯使用料）と馬力使用料（電動力使用料）が従来の電気料金、すなわち既存の民間電気会社（とくに宮城紡績電灯株式会社）が設定している電気料金⁴³よりも低廉なものとなるため、「甲乙二案孰れに由るも……其収益より負債の元利を償還し得べき計算なり」とされた⁴⁴。また、このほかのメリットとしては、①市営電気事業を行うにあたっては市債か借入金で支弁し、その償却を事業収入でまかなうこと

40 仙台市は、「工事の施行は二次に分ちて、三居沢及び大倉川下流を第一次とし、其他二ヶ所を第二次とする計画」を立てた。この「第一次工事」が「既設会社の買収」を含めた計画であり、「第二次工事」が民間会社を買収せずに仙台市独自の発電所を建設する計画である。この第一次工事において、仙台市は「甲乙二案」のどちらかをもって行おうとした。甲案、すなわち「第一次工事甲案」（「第一案」）は、「三居沢並びに大倉川下流の買収金額継続工事費は金一百万円を要するものと仮定す、△上記電力の内、当分電灯用には供給馬力八百馬力を要し、工業用には日中七百馬力をしようするものとす」というものである。これによって「水力の全部を点灯用とし、十六燭光一万九千五百灯を供給するに於ては十六燭光一灯一ヶ月六十銭以下に引下げ使用せしむる事を得べく、且つ□間馬力の全部千三百馬力を使用する者あれば、一馬力の使用料一ヶ年拾三年以下に減するを得べし、／若し点火料及馬力使用料……収入を積算すれば、点灯料に於て更に金四万八百円、動力使用料に於て金一万四千四百円、計五万五千二百円は市の利益となるべき計算なり」としている。

一方、乙案、すなわち「第一次工事乙案」（「第二案」）は「三居沢、大倉川二ヶ所の買収金並継続工事費とも一百二十万円を要するものと仮定す、△電灯並馬力使用数、甲案と同じ」というもので、「水力の全部を応用するときは、点火料は前項と同一（第一案の「若し…」以下のこと…引用者）にして四万八百円、動力使用料に於て金二万八千八百円、計金六万九千六百円は本市の利益となるべき計算なり」としている（「市営水利工事の計画」、『河北新報』1908年10月27日）。

41 ここには、買収時期のことについて委員会で意見が対立していたことが挙げられる。一方では、結論を出すのは延期し、両会社で現在着工中の工事が完成してから精査し、買収を行うべきだという意見（「延期すべしといふ説」）に対し、もう一方ではここでは市営とするかしないかが第一であり、経済的な問題（買収価格の設定など）はその次に行うべきだという意見（「猶調査すべしといふ説」）である。この意見が対立していたため、調査委員会の審議は難航したのである。

42 「市営水利工事の調査報告」、『河北新報』1908年10月26日。

43 これは、宮城紡績電灯株式会社の電気使用料金のことである（仙台電力株式会社は未開業）。当時の宮城紡績電灯株式会社の電灯料については、『河北新報』で次のように紹介されている。「三居沢電灯会社（宮城紡績電灯株式会社のこと…引用者）の点火料定価は十六燭光金一円参十五銭、電力の使用料は一馬力平均約八十円とす」（「市営水利工事の計画」、『河北新報』1908年10月27日）。このように、仙台市が概算した各使用料金より2倍以上の価格が設定されていたのである。

44 「市営水利工事の調査報告」、『河北新報』1908年10月26日。

になるため、市民の負担が増加しないこと、②仙台市が低廉な電気供給を行うため、工業の発展を促すことが可能となること、③電気の使用者が増加することによって収益をあげ、それによって市税負担の軽減につながること、あるいは他の事業の財源に充てること、などが挙げられた⁴⁵。

そして、これらを実現させるための方策として、市営事業調査委員会は、「市営水利事業起工は実に有利有望」である3ヶ所の水利地点のうち、最も有望なものを宮城紡績電灯株式会社と仙台電力株式会社がそれぞれ所有しているため、会社側・仙台市側どちらにも不利にならないように買収価格についての「協定」を行うこととした⁴⁶。ここから、「三居沢、大倉川下流の二ヶ所は宮城電灯会社（宮城紡績電灯株式会社のこと……引用者）、仙台電力会社より買収して其工事を継続し、大倉川上流並に熊ヶ根水利工事は新たに計画する事と」⁴⁷する、つまり宮城紡績電灯株式会社と仙台電力株式会社から、電気事業に関するすべての施設を買収する一方で、仙台市においても新たな発電所建設を行う計画に乗り出すこととなる。

2. 市営電気事業構想の「再燃」と「市営水利事業起工」

(1) 仙台電力株式会社と宮城紡績電灯株式会社

ここで、当時の仙台市において民間で電気事業を行っていた会社の概要を述べることとする。

周知のように、仙台市の電気事業の歴史は1880年代後半に始まるが、その先鞭をつけたのが宮城紡績電灯株式会社の前身である宮城紡績会社⁴⁸（初代社長・菅克復）であった。同社は1880（明治13）年、宮城郡荒巻村三居沢（のち七北田村荒巻字三居沢）に創設され、1888（明治21）年7月1日には水力発電によるアーク灯の試験点灯を行った⁴⁹。これは自家発電によるものでは日本で初めてのことであった⁵⁰。同社では、イギリス製のミュール式二千錘紡績機が導入され、紡績業を行っていたが、電灯の試験点灯に成功してからは電気事業に重点を置くようになっていった。

その後、同社によって発電された電気は、1894（明治27）年7月15日に開業した仙台電灯株式会社⁵¹を通して、おもに仙台市内の需要者に供給されるようになった。そして、同社は他社との数回の合併・社名変更⁵²を経て、1899（明治32）年6月23日には仙台電灯株式会社の買収を行い、同年10月には社名を宮城紡績電灯株式

45 「市営水利工事の調査報告」、『河北新報』1908年10月26日。

46 同上。

47 「市営水利工事の計画」、『河北新報』1908年10月27日。

48 この会社は、広瀬川の三居沢地点の水力を利用した綿糸紡績を目的に設立されたもので、事業開始は1883年（明治16）であった。

49 紡績機を動かすために使用していた40馬力水車タービンに、5キロワット直流発電機を取り付けて行ったもので、夜間操業を行うための発電であったと考えられる。

50 従来、日本における水力発電は京都がはじまりとされていたが、近年の研究では、自家発電では仙台市の三居沢が「わが国最初の水力発電所」であると評されるようになっている（伊東孝『日本の近代化遺産』、岩波書店、2000年など）。ちなみに、日本で最初の営業用の発電のはじまりは、1887（明治20）年11月、東京電燈会社によるものであるといわれている。これは火力発電によるものであった。なお、日本で最も早く営業用の水力発電を行ったとされているのは、1892（明治25）年2月に運転を開始した京都電燈会社の蹴上発電所である。

51 仙台電灯株式会社は、1894（明治27）年、宮城水力紡績株式会社から受電し、仙台市内に電灯用の配電を行うことを目的として設立された会社である。開業当時の供給電灯数は365灯であった。また同年、三居沢発電所（のちに三居沢第二発電所となる）が操業を開始した。

52 1893（明治26）年に宮城紡績会社は宮城紡績株式会社、1894（明治27）年に宮城水力紡績株式会社と改め、1897（明治30）年10月には仙台製紙株式会社と合併して宮城水力紡績製紙株式会社となった。

会社と改めた。これによって、同社は、紡績・製紙・発電・電灯の4部門を抱えるかたちとなるが、その中核は発電部門と電灯部門となった⁵³。同社は1907（明治40）年8月に仙台市が「五大事業」を提唱したのも発電所の増築や発電機の新設など、着実な事業拡大を続けていった⁵⁴。その好調な事業の展開をみて、仙台市も電柱税条例⁵⁵を制定するほどであった。

しかし、市営事業調査委員会は、宮城紡績電灯株式会社の買収を視野に入れた市営電気事業の構想を立てていた。そのため、当時、同社の社長を務めていた伊藤清次郎は、「平生当地には事業がないないといつている癖に、今やうやく成り立つたものを苛めるな」という批

判を行っている。これに対して、五大事業調査委員会が降矢芳郎に依頼して宮城紡績電灯株式会社の三居沢発電所のある水利地点の調査を行おうとした際、同会社側ではその調査を「謝絶」するという意見を表明している⁵⁷。

そのようななか、1907年12月には仙台電力株式会社の認可申請がなされた⁵⁸。同社は、市会議員有志が中心となり、奥羽電灯株式会社のプランを引き継ぐかたちで設立されたもので、宮城郡大沢村字大倉に発電所（大倉発電所）を建設し、大倉川の水力を利用した発電を行うという計画が立てられた⁵⁹。つまり、同社は仙台市が電気事業の調査を行っている時期に、同市が想定していた大倉川の発電所建設計画をほぼそ

53 このようななか、宮城紡績電灯株式会社は、1898（明治31）年に出力15キロワットの清水小路火力発電所を完成させ、電動力部門も展開していった。1902（明治37）年には、日本で最初のカーバイド製造に成功し、本格的な生産にも着手している。

54 その後の宮城紡績電灯株式会社の動向については、同社の『営業報告書』（仙台市役所所蔵）をはじめ、以下の新聞記事を参照されたい。「紡電大発電機到着」（『河北新報』1908年3月7日）、「大発電機の大輸送」（同1908年3月17日）、「紡電増設発電機の試運転」（同1908年5月24日）、「紡電の隧道工事」（同1908年10月20日）、「紡電増設発電機の試運転」（同1908年5月24日）、「仙台電力の工事進捗」（同1909年7月6日）など。

55 1907年2月20日には、新しい特別税として「電柱税」を新設することが仙台市参事会から仙台市会に提議され、可決された。同月17日に原案が新聞でも公表されている（「当市特別税電柱税条例」、『河北新報』1907年2月17日）。その後、「特別税電柱条例」は仙台市会・参事会ともに可決され、内務大臣・大蔵大臣への許可申請を経て、同年6月に施行された。

同条例では、「仙台市内の道路に電流を建設し電灯又は電力供給の営業を為すものには本条例に依り電柱税を賦課徴収す」（第一条）、「電柱税は電柱一本に付年税金50銭とす」（第三条）とされた。その当時、仙台市では財源の窮乏が叫ばれており、「市として発展の計画を立て」るためには「新財源」をどのように確保するかが問題となっていたため、このようなところに税金を課し、市の収入としていたのである。この適用を受けた宮城紡績電灯株式会社は、1907年6月28日、仙台市長に対し「仙台市外路ニ建設セル電柱控柱及控線本数」を届け出たほか、翌7月2日には422円25銭を納めている（宮城紡績電灯株式会社『第二十回報告書』1907年下半期、515～518ページ）。また、翌年11月に発行された『報告書』において、「○特別税電柱条例／仙台市カ昨年制定セル特別税電柱条例ハ電柱一本ニ付年税五十銭ノ規定ナリシガ、本年八月内務大蔵両大臣ノ認可ヲ得テ更ニ其倍額ヲ徴収スル事ニ改定セリ、本社ハ此改正条例ノ為メニ今期間ニ於テ金八百七十二円五十銭ヲ仙台市ニ納付スルニ至レリ」と記している（宮城紡績電灯株式会社『第二十二回報告書』、1908年下半期、8ページ、仙台市役所『報告書〔自明治三十一年 至同四十一年〕』601ページ）。

なお、この条例は、2つの民間電気会社の買収が完了した1912（大正元）年度をもって廃止された。

56 「伊藤紡電社長の五大問題観」、『河北新報』1907年12月9日。

57 「電力事業調査と紡電」、『河北新報』1907年12月9日。このとき、すでに宮城紡績電灯株式会社では、鳳鳴ヶ瀧に発電所を建設する計画を立てていた（宮城紡績電灯株式会社『報告書』1907年下半期）。

58 「仙台電力株式会社認可の申請」、『河北新報』1907年12月22日。

59 仙台市役所『電気事業出願ニ関スル書類』（1907年）所収の「電気事業許可申請書」によれば、発起人は小林八郎衛門、福島與惣五郎、佐々木重兵衛など12名であった。また、同社の事業目的は、仙台市への電力供給および塩釜町への電灯・電力の供給を行うことであった（同書1～4ページ）。

60 その後の宮城紡績電灯株式会社の動向については、以下の新聞記事を参照されたい。「仙台電力の増株計画」（『河北新報』1908年3月13日）、「電力事業命令書の内容」（同年4月24日）、「仙電創立委員会」（同年6月20日）、「仙台電力の工事進捗」（同1909年7月6日）、「仙台電力の工事現況」（同1909年12月11日）など。なお、この間、仙台電力株式会社と宮城紡績電灯株式会社とのあいだで、いかにして電柱を立てるかということが問題となっていたが、それについては交渉によって解決する方針であることが報じられている（「紡電と新設会社」、『河北新報』1908年3月13日）。

のまま踏襲して設立された会社であるため、そこにはなんらかの政治的意図があったとも考えられる。その後、同社は1908（明治41）年4月17日に事業認可を受け、1910（明治43）年4月1日に営業を開始した⁶⁰。

（2）市営電気事業構想の「無期延期」と「再燃」

さて、上述のように、市営電気事業の構想は進展をみるが、その実施については依然として賛否が分かれていた⁶¹。

この状況の中で、市参事会議員のひとりである遠藤庸治は、調査委員会の調査の結果、「五大事業」のうち市営電気事業に着手したのであるが、今はまだ「水利事業を起す時期にあらざる」ため、「他の四問題を進行せしむる」ことを提言した。この提案は満場一致の賛成を得て、電気事業以外の「五大事業」についての調査が行われることとなった。その結果、市営電気事業の構想は、1908年以降「無期延期の姿」となる⁶²。それが再燃するのは1910（明治43）年になってからである。

同年2月、市会議員の中から市営電気事業について再び議論される中で、市営で電気事業を行うことは不利益となるところが大きいだけでなく、もし民間電気会社と競争することとなれば民間会社の振興を妨げるばかりか、買収したとしても「今後各種の事業を振興せしむる上に不利少からざる」ため、「五大事業」から市営電気事業の構想を「放棄」すべきという意見が

出された⁶³。

これに対し遠藤庸治は、市営電気事業を興すこと、それにあたっては民間電気会社の買収を行うことを再び強く主張した。すなわち、「蓋し市営案の精神は、水利事業の発展を期すべしとの主旨にあらずして、一市の力を以て水利事業を經營し器械的工業の一大要素たる動力を低廉にし、以て広く工業者に利便を与へ仙台市をして工業地たるの素地を造らんとする」ためであると主張した。また、当時の「仙台市」の状態たる現在の市費すら其負担に苦しみ、現状を維持し能はざるの窮況にあり、如何なる有利有望の事業と雖も、他に財源の伴ふべきものなきに於ては、事業を興すことを得ざるや論を俟たず」とし、「本市は水利の買収を希望するも両社に於て売却を拒むときは如何ともするを能はざるべし」としていたのである⁶⁴。

つまり、仙台市における工業化の基礎として、また同市の将来の財源と目された市営電気事業の構想が再燃していったのである。

（3）「市営水利事業起工ノ件」の提出

かくして、1910年9月21日、市営事業調査委員会が開かれ、市参事会への「市営水利工事起工ノ件」を提出することが決定された。

「 市営水利工事起工ノ件ニ付報告
本員（市営事業調査委員のこと……引用者）等、予テ附託セラレタル仙台市営事業中市営ヲ以テ水利工事ヲ興シ、工業ヲ興シ

61 当時の仙台市長和達孚嘉（在職期間：1907年7月1日～1910年7月2日）も「本問題は市会の決議を経、調査に着手せしが、以来既に一ヶ年間も経過せし、今日に於て猶調査会の届かずと云ふが如きは、本会の行為に緩慢なるが如き嫌あれば、市営になすか否かを決したし」と述べている。

62 この背景には、「五大事業」を推し進めようとしていた遠藤庸治が1908年12月1日に調査委員の辞任を表明し、それが市会で受理されたことも挙げられるだろう（『市営問題延期の事情』、『河北新報』1908年11月29日）。遠藤は市営事業調査委員のひとりであり、その特別委員も務め、「五大事業」の推進にイニシアティブを發揮してきた人物であったため、他の委員も説得を試みたという（同）。しかし、遠藤の辞意はゆらぐことはなかった。また、遠藤は懸案の鳳鳴ヶ瀧の水利権を有していたため、上述のように市営電気事業の計画が推進されるにあたり、「自分は鳳鳴ヶ瀧に権利を有する関係上進んで辞職すべき趣を提言し」たという（同）。

63 「五大問題と水力電気」、『河北新報』1910年2月14日。

64 「水利事業市営意見」、『河北新報』1910年3月1日。この遠藤の主張のなかでも述べられているように、当時の仙台市においては、「財源の窮乏」が呼ばれるようになっていた。1910（明治43）年8月には市政調査が行われることになったが、それについて8月31日の『河北新報』は、「市政調査の目的は一に財源の研究にあり、市が年々膨張すると共に種々なる問題の横はるあり、然も是に対する市財政は窮乏を告ぐる」と報じている。

工業者ニ原動力ヲ供給スル得失ノ問題ニツキ、篤ト調査ヲ遂ゲ候處、電灯並原動力ヲ市営ヲ以テ一般ニ供給スルハ、公益ノタメ其利益少ナカラザルモノト認ム、故ニ左ノ如キ方針及目的ニヨル速ニ起工スペキモノト決定セリ。

市営水利事業起工ノ件

- 一、本市ハ本市附近ノ水利ヲ利用シ、電灯及動力ノ供給事業ヲ市営トスベキ事
- 二、本事業ノ経費ハ市債ニ依リ、其償却ハ事業ヨリ生ズル利益ヲ以テ之ニ充テ、新ニ市民ノ負担ヲ増スコトナキヲ要ス
- 三、前項水利事業ハ宮城紡績電灯株式会社並仙台電力株式会社事業、又ハ両社中一社ノ事業ヲ買収スルカ、若クハ他ノ方法ヲ立ツル等、市参事会ニ於テ便宜処理スルコト
- 四、起債償却方法又ハ電灯動力使用料ノ定価並本事業ニ関シ、新ニ機関ヲ具備スル方法等、総テ規定ハ更ニ市会ノ議決ヲ得ベキモノトス」⁶⁵

これを受けて翌日に開かれた仙台市参事会では、「第五九二号議案 市営水利事業起工ノ件」として提起され、原案通り決議された。その決議の内容は以下の通りである。

「市営水利事業起工ノ件

- 一、本市営ヲ以テ水力電気事業ヲ起シ電灯及原動力ノ供給ヲ為スモノトス
- 二、前項ノ起業ニ要スル経費ハ百四十万円ヲ限度トシ市債ヲ募集シテ之ニ充テ其償還ハ本事業ヨリ生スル収入金ヲ以テ之レ

ニ充ツルモノトス

- 三、宮城紡績電灯株式会社並仙台電力株式会社ノ事業又ハ両社中一社ノ事業ヲ買収スルカ若クハ他ノ方法ヲ立ツル等市参事会ニ於テ之ヲ定ム
- 四、起債並償還方法及起業執行後ニ於ケル経営ノ方法ハ別ニ之レヲ定ム」⁶⁶

そして、9月26日の仙台市会に「第一一二号議案 市営水利事業起工ノ件」として提出・審議された。市会での遠藤庸治の説明によると、電気事業にかかる総費用は140万円とし、それをすべて市債でまかなうものとした。この140万円のうち約100万円は2つの民間会社の買収費（仙台電力株式会社25万円、宮城紡績電灯株式会社74万5000円に充当し、残りの額を市営電気事業の「拡張費」に充てるとした⁶⁷。その民間電気会社の買収については、「相当ノ利益ヲ与ヘテ買上タル考」えのもとで、両会社に同時期に買収交渉を行うが、「相当ノ談判ヲナシ応セサルトキハ不得止新ニ起工スル見込ナリ」⁶⁸と述べている。

これに対し、市会議員からは様々な質問が出された。たとえば市会議員新妻胤嘉は「両会社ノ買収出来ザルトキハ両会社ト競争シテ市営ノ事業ヲ起ス考ナルヤ、若シ競争スルトセバ百四十万円ニテ足ルヤ、又両会社ノ権利ヲ奪フ考ナルヤ」として、民間会社の買収に対する懸念を表している。これに対して遠藤は、両会社が買収交渉に応じない場合は「其筋ニ申請シテ強制買収スル考ナリ」⁶⁹という強い姿勢をあらためて示している。

この議論は翌日の市会に持ち越されたが、市会議員の伊沢平左衛門より「市営水利事業起工

65 「水力電氣市営」（『河北新報』1910年9月23日）、「市営水力電氣」（同12月21日）、仙台市役所『仙台市営電氣事業一斑』（1916年）2～3ページにそれぞれ掲載されたものをまとめている。

66 仙台市役所『電氣事業譲受書類』1911～12年、176～177ページ。

67 仙台市役所『仙台市會議事録』1910年、321ページ。

68 同上、323ページ。ちなみに、上記の「市営水利事業起工ノ件」には「強制買収」という言葉は用いられていない。しかし、遠藤庸治は「強制杯ト書キ著ストキハ感情ヲ害スル恐レアルヲ以テ他ニ方法ヲ求ムトイフ穩當ナル文字ヲ用ヒタルナリ」（仙台市役所『仙台市會議事録』1910年、325ページ）と述べていることから、「他ニ方法」＝強制買収ととらえてよいと考えられる。

69 仙台市役所『仙台市會議事録』1910年、324ページ。

ノ件」の第三項を「三、市参事会ハ既設会社ヲ買収スル契約ヲナスコトヲ得」⁷⁰に修正することが提案された。この修正が取り入れられるかたちで、「市営水利事業起工ノ件」は可決された。

これによって、市営電気事業の構想はようやく具体的に動き始める事となる⁷¹。

3. 仙台電力株式会社の買収と仙台市営電気事業の成立

(1) 買収交渉の開始

1910（明治43）年9月30日、仙台市は、両社に対する買収交渉を開始した。当時、ふたたび仙台市長に就任した遠藤庸治と仙台電力株式会社社長白石廣造との買収交渉では、10月11日に同社から財産調書が提出されるとともに買収に応ずるという回答を受けた。その後、仙台市側からは市参事会員2名⁷²と吏員3名が同社に派

遣され、帳簿、在庫品、同社所有の発送配電設備などに関する詳細な調査が行われた。11月4日に終了したその調査結果によれば、同社の財産総額は28万7312円99銭とされた⁷³。買収にあたっては、功労者報酬1万円や株式利子金5万1406円、雑費なども加算され、総額約35万円となつた。

一方、宮城紡績電灯株式会社とも買収交渉が行われたが、その交渉は難航した。その原因について、同年10月31日の『河北新報』は、「紡電ではまだ書上げ高を提出しない、畢竟売りたくないからであらう」⁷⁴と報じている。また、同年11月25日に開催された市営事業調査委員会⁷⁵について、「水電事業の市営案は……仙電一社を買収し、紡電に対する交渉は、遂に不調に終はれりといへり」と報道されている⁷⁶。

70 仙台市役所『仙台市會議事録』1910年、341ページ。

71 当時の市営電気事業構想に関する市民の声を紹介しておこう。たとえば1910年9月29日の『河北新報』では、「仙台市は「東北の都」であるにもかからわらず、他の都市（名古屋、前橋、高崎など）に比べると「後れたる一事」となっているため、「仙台市か『森の都』『風の少き市』『学府』『三月より十一月まで活動に適する都』」としてではなく「東北の都」として発展するならば、「市を発展ならしむべき一大要素の電力を市営にして資本と労力を吸収し大に将来の発展飛躍を期せん」ために2つの民間電力会社の買収を推進し（同「電力市営（三）」）、それによって「市を繁栄ならしめ事業を勃興」（「電力市営（四）」、同9月30日）させることが重要であるという意見が掲載されている。このような声に象徴されるように、市民もまた、仙台市の大都市化の遅れを憂い、市営電気事業の推進を望んでいたとみて差し支えなかろう。

この一方で、同年9月28日の『河北新報』では以下のようないい記事が掲載されている。

「 師団の電灯直営計画

当師団（第二師団のこと…引用者）経理部に於ては、瀬橋上流の水力を利用し、二百馬力の電力を起こし、各隊の電灯を直営するの計画を立て、これを本省に稟申せし處、右は尚ほ詳細なる調査を要する趣にて、一応返付されし由なるが、同経理部は追つて更に設計の上、時機を見てこれを実行する見込なるやに聞く。」

これは、仙台市に設置されていた第二師団が自らの電灯供給のために直接、電気事業を行うという記事である。師団が独自に低廉かつ安定的な電気供給体制を行おうとしていたと考えられる。その後、この動きに関する記事は管見の限り見当たらないが、この時期の仙台市の電気事業の状況をみると、それでもとても興味深い。

72 このとき派遣された市参事会員は、伊沢平左衛門と毛利清右衛門であった。彼らは市参事会員であるとともに、市営事業調査委員会のメンバーでもあった。

73 その内訳は、水路費8万5035円8銭、機械費6万4960円28銭、貸付機械2605円、貸付器具2万3706円23銭、建物752円85銭、他所411円52銭、什器及備品2315円74銭、商品貯蔵品2万2863円18銭、本社費1万1890円65銭となっている（仙台市役所『資産調査書』1910年）。

74 「市長の市営熱」、『河北新報』1910年10月31日。

75 調査が完了してから市営事業調査委員会が開催されるまで約3週間もの間があったのは、調査委員の一人が「生憎病氣にて引籠り居り十一月廿一日より出勤」し、その後、商議員会などでも話し合いが行われ、その承認を得てから契約を締結しようとしていたからである。

76 「市営委員会の経過」、『河北新報』1910年11月27日。この記事では、仙台電力株式会社との買収交渉は順調であるほか、仙台市内外には水力発電を行いうる有力な地点がいくつかあるため、それらの調査を行うことにして、宮城紡績電灯株式会社との買収交渉は中止し、仙台市の将来の繁栄につなげるべきであると述べている（「市営委員会の経過」、『河北新報』1910年11月27日）。

(2) 仙台電力株式会社との買収契約と市営電気事業の開始

そのような経緯があったものの、同年12月7日には、仙台市と仙台電力株式会社とのあいだで覚書および買収仮契約が締結された。それらの内容は次のとおりである。

「 覚 」

一、仙台電力株式会社ノ営業物即水利権並ニ営業区域内ノ一切ノ権利及物件等別紙目録ノ通り、
 二、右権利中ニハ目録ニ掲記セザル会社、又ハ己ノ名義ヲ以テ為シアル水利権ノ如キ企画經營ニ係ルモノ、並ニ会社ガ他ニ対シ地上権ノ設定ヲナントスル権利ノ如キ總テ包含スル事、
 三、右物権ヲ仙台市ニ金三十五万円ヲ以テ売渡スペキコト、
 四、本契約ハ可成速ニ市会ノ議決ヲ経、其筋ノ認可ヲ受ケ起債ノ後其効ヲ生ズベキ事、
 五、前項ノ契約ヲ締結スルニ至ル間会社ニ於テ新ニ工事ヲ起サントシ、又ハ営業上重要ナル処置ヲナサントスル時ハ予メ市長ノ承認ヲ受クベク其期間中ニ於ケル営業上ノ損益ハ会社ノ負担トス、但シ市長ノ承認ヲ受ケ執行ヲナシ買入レタル事業上ノ材料ハ実価ヲ以テ引キ受クベシ、」⁷⁷

「 仮契約書 」

仙台市カ仙台電力株式会社ノ經營スル水利電気事業ヲ譲受タル事ニ関シ、左ノ契約ヲ締結ス

但、此契約書ハ仙台電力株式会社ニ於テ株主総会ノ決議ヲ経タルトキハ直ニ本契約書ト見做ス

第一項 仙台市ハ仙台電力株式会社ガ水力電気事業ヲ営ム為メ有スル地所建物電灯其他営業ニ使用スル一切ノ物件及営業ニ関シ得タル一切ノ権利等（目的物ノ詳細ハ別冊添付ノ目録通り）ヲ同会社ヨリ金三十五万円（別紙覚書及参考書類添付）ヲ以テ買受クル事

第二項 本契約ハ成ルベク速ニ市会ノ決議ヲ経、仙台電力株式会社ヨリ水力事業ヲ譲受クルコト及市ノ起債償還方法ニ付、其筋ノ認可ヲ得タル時ニ効力ヲ生スル事

第三項 市ハ前項ノ認可ヲ受ケ起債手続キヲ完了シタル日ヨリ三日以内ニ於テ会社ニ代金ヲ交付スルコト、会社ハ同時ニ市ニ対シ目的物全部ノ引渡ヲ為スコト

第四項 会社ハ本契約ノ目的物ヲ引渡ス迄ノ間ニ新ニ工事ヲ起ス場合又ハ営業上重要ナル施設ヲ為サントスルトキハ市ノ承諾ヲ受クルコト、但会社カ為メニ買入レタル事業場ノ材料ハ市ニ於テ実費ヲ以テ買受クベシ

但、営業ニ關スル經營ノ事項ハ本文ノ限りニアラズ

第五項 会社ハ本契約ノ目的物ヲ引渡ス迄、事業ヲ継続シ営業上ヨリ生スル利益ハ会社ノ所得トシ、ソノ損失ハ会社ノ負担タルベキコト

本契約書ハ正副二通ヲ調製シ正本ヲ仙台市役所ニ、副本ヲ仙台電力株式会社ニ領置ス

明治四十三年十二月七日

仙台市参事会

仙台市長 遠藤庸治 印

仙台電力株式会社

社長 白石廣造 印」⁷⁸

77 仙台市役所『電気 大蔵発電所関係書類』1907~1916年、49~50ページ。

78 仙台市役所『仙台電力株式会社買収書類 附契約書』1910年、59~69ページ、および同『仙台市會議事録』1910年、402~405ページ。このほか、同『電気 大蔵発電所関係書類』(1907~1916年)の39~44ページにも同じものが収録されているが、39ページの欄外に朱書きで「仮トアルモ本証ナリ」と記されている。このことからも、この仮契約書が正式な契約書となったことがうかがえる。

その後、1910（明治43）年12月19日には仙台電力株式会社の株主総会が開催され、仙台市への事業譲渡が可決された⁷⁹。かくして仙台電力株式会社の買収が正式に決定したのである。そして、この決定以降、仙台市参事会および仙台市会において市営電気事業に関する様々な議案が提出されるとともに、鳳鳴ヶ瀧における仙台市独自の発電所計画も本格的に動き始めた⁸⁰。

同年12月22日の仙台市会には⁸¹、「水利電気事業起工ノ件報告」⁸²が行われるとともに、「第131号議案 特別会計設定ノ件」⁸³、「第一三二号議案 仙台市水利電気事業公債条例」⁸⁴、「第一三三号議案 仙台市電灯並電動力使用料条例」⁸⁵、「第一三四号議案 特別会計仙台市明治

四十三年度水利電気事業費歳入出予算」⁸⁶、「第一三五号議案 同四十四年度歳入出予算」、「第一三六号議案 水利電気事業費継続年期及支出方法」⁸⁷が提出された⁸⁸。

市会では、仙台電力株式会社を買収して市営電気事業を実現させるとともに、もしこのまま宮城紡績電灯株式会社の買収が成立しなかった場合、仙台市内外における水力地点⁸⁹、とくに鳳鳴ヶ瀧の調査を行い、市独自の発電所を建設する計画に着手することがあらためて強調され、同地における発電で充分な発電量が得られるなら、同社の「強制買収」はしないとされた⁹⁰。

しかしながら、市会議員村松亀一郎は、仙台市側が圧迫して買い上げることも適切ではな

79 仙台市役所『仙台電力株式会社買収書類 附契約書』1910年、65ページ。

80 ちなみにこの間、上水道整備事業の実地調査が行われており、そのなかで宮城郡大沢村芋沢字大堀に、発電用水を含む送水設備を整備しようという計画もあった。この計画は実現されなかったが、のちに仙台市営電気事業が新しい発電所を建設する際にはこの土地が適地とされ、大堀発電所の建設が行われるのである（仙台市水道局『仙台市水道50年史』、1973年、143ページ）。

81 それ以前の市参事会の動きについては、「市営水力電気」（『河北新報』1910年12月21日）を参照のこと。

82 これは、「明治四十三年九月二十七日市会決議第一一二号に基き市参事会に於て仙台電力株式会社の事業を金三十五万円を以て買収の契約を締結し並名取郡秋保村字新川鳳鳴瀧の水利事業起工ノ件其筋に出願した」ことを報告したものである。

83 これは「仙台市水利電気事業ニ関スル収支ハ特別会計トス」ることを提案したものである。

84 この条例は全33条からなるもので、「仙台市電気事業公債ハ水利電気事業經營費ニ充ツルタメ明治四拾三年度ヨリ明治四十四年度ニ至ル間ニ於テ総額一百四十万円ヲ限リ債権ヲ発行スルモノトス」（第一条）としたほか、公債発行の方法、利子、償却方法などについて定めたものである。その説明書きには「市営水利事業起工ノ件本年九月廿七日市会決議第百十二号ニ基キ水力電気事業ヲ經營シ市ノ發展ニ資セントス而シテ其費途ハ公債ニ待タザルベカラズ是本案提出スル所以ナリ」とある。

85 これについては、宮城県『市町村 市町村制 町村条例 市会 市歳入出 町村吏員 町村有財産』、1911年（宮城県図書館所蔵）を参照のこと。これは全六条からなる条例で、「本市営電灯並電動力ハ本条例ノ定ムル所ニ依リ需用者ニ供給スルモノトス」（第一条）とし、電線器具などの取付工料は使用者の負担とすること（第二条）、点火料（電灯使用料）は定額のもの（定時灯、不定時灯・臨時灯。第三条）と従量のもの（「メートル点火料」。第四条）に区別して徴収し、仙台市営電気事業における電灯使用料は、1ヶ月平均40銭とすることとされた（第三条）。また、「原動力ハ仙台市ト他町村トニ別チ又夜間ト昼間トヲ區別シ取付電動機ノ馬力数ニヨリテ差等ヲ設ケ昼夜ノ使用料一馬力一ヶ月ニ付最高金九円以下トス」（第五条）ることも定められていた。これによって仙台市は「全国無比の低廉なる電気を供給する」（『市営水力電気』、『河北新報』1910年12月21日）体制を整えようとしたのであった。

86 1910年度における電気事業費歳入予算は138万7407円93銭とされた。この内訳をみると、公債が137万2000円、使用料5574円、預金利子8333円、雑収入1500円となっている。一方、電気事業費歳出をみると、歳出総額は138万7407円93銭となっており、歳入との差引額0円とされている。歳出の内訳をみると、買収及整理費（仙台電力株式会社の買収経費）が36万5000円、公債募集額（同）5600円、事務費2400円、公債利子1万4000円、翌年度繰越金100万円、予備費407円となっている（『市営電力事業予算』、『河北新報』1910年12月22日。ちなみに、同記事には1911年度の予算も掲載されている。1911年度の予算は歳入出とともに109万9122円とされている）。

87 これは、1910年度から1913年度までにおける電気事業費の継続支出方法を定めたものである。これによれば、1910年度は36万5000円、1911年度は51万3000円、1912年度は24万1000円、1913年度は25万3000円となっている。

88 以上、仙台市役所『「仙台市会決議録」目録』30ページ、および同『市会会議録』1910年、388ページ。

89 遠藤は答弁の中で「水利ノ調査ニ從事セリ、然ルニ広瀬川付近ニハ有望ナル水利六ヶ處アリ、秋保大瀧、生出村、碁石川、大倉川及大沢村、市上水工事取入口ノ上流及新川村鳳鳴瀧、是ナリ、而シテ其内鳳鳴瀧ジャ最有望ナルヲ以テ其調査ヲ遂ケタリ」と述べている（仙台市役所『仙台市会議事録』1910年、402ページ）。

く、「市ニ於テ租税ヲ以テ一個人ノ事業ト競争スルト云フコトハヨリ多ク惡シキコトト思フ」とし、市営電気事業を開始したのち、同社との間で電灯使用料金の引き下げ競争が行われるならば、租税でもって運営している仙台市が民間会社を「自滅」させることとなるため、それを避けるには「市ニ於テ買上ゲ独占事業トナス」べきであると主張した⁹¹。

この意見に対して、遠藤は、市参事会としては「一方仙電ト買上ノ契約ヲナスルガ故ニ、若許可サレザルトキハ仙電ニ非常ナル迷惑ヲ懸ケル様ニナル故ニドコマデモ参事会ハ市ニ手ヲ尽シテモ紡電ヲ買入レタキ考」⁹²であるとし、当初の起債額140万円のうち40万円は仙台電力株式会社の買収費に充て、その残りの100万円で宮城紡績電灯株式会社を買収できると主張した。

これらの議論は「延期説ト此併進行スルト云フ両説ハ其帰スル処ハ紡電ヲ買収スルコトニ勉メタイト云フコトニ一致スル様ナリ」⁹³ということから、すべて原案通り可決された。このとき、宮城紡績電灯株式会社との買収交渉を行うための委員もあらためて指名され⁹⁴、市営電気事業の構想はふたたびその歩を進めたのである。

1910年12月27日、仙台市は、仙台市電気事業

公債条例の許可を内務省・大蔵省に申請した⁹⁵。また、1911（明治44）年1月初めには、宮城県に対して市営電気事業に関する認可申請を行い⁹⁶、さらに内務大臣・大蔵大臣に対して次のような「電灯並電動力使用料条例許可稟請」を提出した。やや長分ではあるが、あえてこれを引用することとする。

「 電灯並電動力使用料条例許可稟請
当市ノ発展ニ資センタメ、市営水利電氣
事業ヲ經營致度、条例別紙仙台市営電灯並
原動力使用料条例御許可相成度、市会ノ決
議ヲ経、此段稟請候也、

明治四十四年一月七日

仙台市長 遠藤庸治㊞
内務大臣男爵 平田東助殿
大蔵大臣侯爵 桂太郎殿

仙台市営電灯並電動力使用条例

第一条 本市々営電灯並電動力ハ本條
例ノ定ムル処ニ依リ需用者ニ供給スル
モノトス、
第二条 需用者ノ構内及家屋内ニ取付
ベキ電線器具其他一切ノ材料ハ使用家

90 この構想をめぐっては、市会議員と市参事会員（おもに仙台市長）とのあいだで議論となり、一部の市会議員からは「一体是ハ紡電ヲ買上ケ市ガ独占スルカ、又ハ市参事会ガ説明スル如ク仙電ヲ買取シ又ハ新ニ鳳鳴瀧ヲ經營シ紡電ト左両立シテ営業スルト何レヲ利トスルヤ」という質疑も出された。つまり、仙台市はいずれ宮城紡績電灯株式会社を買収して地域独占を展開するつもりなのか、それとも仙台市が市営電気事業を經營することによって宮城紡績電灯株式会社と両立=競争するつもりなのかという懸念が表明されている。これに対して遠藤は、地域によっては地中線・架空線を建設することで、市営電気事業と民間電気事業とが両立して經營できると回答している。また、宮城紡績電灯株式会社については、買収するつもりではあるものの同社が買収に応じない場合は「畢竟売りたくない事ならんと思ひ」交渉を中止する考えを示している。

91 また、村松は「一方私立会社ニテ六十五銭ノモノヲ四十二銭トシ又一方ニ於テ其以上ニ引下ケルト云フ様ニ競争セシナラバ、一方ハ租税ヲ以テ競争スルコトナレバ私立会社ヲ自滅セシムル案ナリト思フ」とも述べている（仙台市役所『市会議事録』1910年、411ページ）。

92 仙台市役所『仙台市会議事録』1910年、412ページ。

93 仙台市役所『仙台市会議事録』1910年、418ページ。

94 このとき指名された市会議員は別所直温、小野平一郎、増沢朋重、富田春之進、石川成誠、小原保固、横山儀三郎であった（仙台市役所『仙台市会議事録』1910年、425ページ）。

95 これは市制第106条（市制改正後は第106条）に基づいて行われたもので、公債条例のほかに負債償還年次表や起債理由書などの書類を添付して提出したものである（広瀬先一『市町村と電気事業』、オーム社、1929年、156～159ページ）。なお、起債許可に関するその後の経緯については、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）105ページに詳しく述べられているので、そちらを参照されたい。

96 「市営案の許可申請」、『河北新報』1911年1月8日。これは仙台市が宮城県知事に対して許可申請を行ったもので、「寺田知事も同意を表し居れるやに聞けり」とされており、宮城県からの許可は内定したものととらえることができる。

ノ負担トシ取付工事ハ市ニ於テ引受ケ左ノ制限以内ノ取付工料ヲ徵収ス、但使用者ノ便利ヲ図リ電線器具其他一切ノ材料ハ使用料ヲ徵収シ貸付クルコトアルベシ、其使用料ハ第三条ノ定ムル廻ニ依ル、

定時白熱灯一個ニ付		
新設増設 二〇〇	位置変更 三五〇	廃除 五〇〇

但、白熱灯ノ取付及廃除工事ニ各別ノ手数ヲ要スル場合ハ更ニ相当ノ工料ヲ増徵ス、

臨時灯弧光灯及電動機ハ取付ノ難易ニ応ジ其都度相当ノ工料ヲ定メ徵収スルモノトス、

第三条 点火料ハ仙台市内ト各供給区域内ニ涉ル他町村ノ使用料トヲ區別シ左ノ制限以内トス、

定時灯トハ一ヶ月以上引続キ毎夜使用スルモノヲ云ヒ、不定時灯トハ予メ電灯器具ヲ備置キ使用ノ都度本市ニ通知ノ上点火スルモノヲ云ヒ、臨時灯トハ臨時ニ器具ヲ取付ケ使用ノ日数ヲ限り点火スルモノヲ云フ、

不定時灯ハ一ヶ月間全ク使用セル場合ニモ一灯ニ付壹夜五拾錢以内ヲ徵収ス、

種類	定時灯（一個一ヶ月）		不定時灯臨時灯（一個一夜）			
	電線器具電球壳切ノ場合	電線器具（電球ヲ除）貸付料共	材料一切貸付料共	引續キ拾夜以内使用ノ場合	引續キ式拾夜以内使用ノ場合	引續キ式拾壹夜以上使用ノ場合
五燭	三五〇	四〇〇	四五〇	三〇	二五	二〇
十燭	六〇〇	六五〇	七〇〇	四〇	四〇	三五
十六燭	九〇〇	九五〇	一、〇〇〇	七〇	六〇	五〇
二十四燭	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	九五	八〇	六五
三十二燭	一、五〇〇	一、五五〇	一、六五〇	一三〇	一一〇	九〇
五十燭	二、二五〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二二〇	一八〇	一五〇
百燭	四、一〇〇	四、一五〇	四、三五〇	四〇〇	三四〇	二六〇
弧光灯	一六、〇〇〇		一八、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	九〇〇

第四条 メートル点火料ハ左ノ制限以内トス、

一キロワット時毎ニ			
一ヶ月内ニ百キロワット時以内使用ノ場合	一ヶ月内ニ四百キロワット時以内使用ノ場合	一ヶ月内ニ七百キロワット時以内使用ノ場合	其以上
一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇

但、一灯ニ付一ヶ月平均一キロワット時ニ達セザル時ハ一灯ニ付金拾錢以内ヲ徵収ス、

第五条 電動力ハ、仙台市ト他町村トニ別チ、又夜間ト昼間トヲ區別シ取付電動機ノ馬力数ニヨリテ差等ヲ設ケ、昼夜ノ使用料一馬力一ヶ月ニ付最高金九円以下トス、

第六条 本条例ニ定ムル電灯並電動力ノ使用細則及其他ノ規程ハ市参事会之ヲ定ム、

明治四十三年十二月廿二日市会決議⁹⁷

これに続けて、1911（明治44）年2月24日、仙台市長と仙台電力株式会社社長の連名で「電気事業許可申請書」⁹⁸が逓信大臣に提出され、さらに3月7日には、「水利権譲渡御許可願」⁹⁹などの書類が宮城県知事に提出された¹⁰⁰。

この間、同年4月には「市制改正」の公布がなされた¹⁰¹。これによって、市参事会が市の執行機関として有していた従来の権限のほとんどが市長に移譲され、市長の地位と権限が強化された。市会も、それまでは市参事会に次ぐ執行機関となっていたが、市会が市の執行機関とされたことにより、市会の議決が強い権限を有することとなった¹⁰²。

そのようななか、同年6月8日、さきに内務大臣・大蔵大臣に提出した「電灯並電動力使用料条例」（仙台市電灯並電動力使用料条例）が許可を受けた。その文書は以下の通りである。

97 宮城県『市町村 市町村制、町村条例、市会、市歳入出、町村吏員、町村有財産』、1911年（宮城県図書館所蔵）、および仙台市役所『電気事業許可申請書類 附取下書類（仙台市電気部）』1910年、99~102ページ。

98 仙台市役所『電気事業許可申請書類 附取下書類（仙台市電気部）』1910年、5~6ページ。

99 この出願書の全文は宮城県『市町村 市町村制、町村条例、市会、市歳入出、町村吏員、町村有財産』、1911年（宮城県図書館所蔵）に収録されているため、そちらを参照されたい。

「 内務相地第一三八四号
明治四十四年一月七日仙台市庶第一〇〇
号稟請宮城県仙台市条例電灯並電動力使用
料ニ関スル件許可ス

明治四十四年六月八日
内務大臣法学博士男爵
平田東助
大蔵大臣公爵 桂太郎 」¹⁰³

「 当県仙台市条例電灯並電力使用料條
例ニ関スル件許可相成候處、本□供給ハ
条例ヲ以テ規定スペキモノニアラザルヲ
以テ、□記事項更正執行スペキモノト認
メ、許可相成候義ニ付、此旨御示達相□
度、依命此□及通牒候也

明治四十四年六月八日
内務省地方局長 床次竹二郎㊞
大蔵省主税局長 菅原通敬㊞
宮城県知事 寺田佑之 殿
(後略)」¹⁰⁴

これを受け、1911（明治44）年6月19日、
仙台市は「仙台市営電燈並電動力使用料条例」
を公布した¹⁰⁵。

一方、それ以前の同年5月30日の仙台市会には「第六〇号議案 市営電気事業ニ関スル件」

と「第六一号議案 仙台市電氣事業公債条例更
正ノ件」という2つの議案が提出された。この
うち、前者について以下のような提起が行われ
ている。

「 第六〇号議案 市営電気事業ニ関スル
件
仙台電力株式会社ヨリ買収スヘキ電
氣事業ノ物件中、市外ニ属スルモノ
ハ、全部契約ヲ以テ買入価格以上ニ於
テ之ヲ売却シ、其営業ハ市ニ於テ經營
セサルモノトス 」¹⁰⁶

ここで注目したいのは、この段階で仙台市参
事会が、仙台電力株式会社から買収した「電氣
事業ノ物件中、市外ニ属スルモノ」、すなわち
郡部における電氣事業はいずれ何らかのかたち
で売却または譲渡し、郡部部分の営業を行わな
いということを決定していたことである。これ
は、仙台市が市営電氣事業を行うべく内務省・
大蔵省に事業認可申請と電氣事業公債条例の許
可申請を行った際、内務省から「第一内務省ニ
於テハ効力ハ差支ナキモ、灯火事業ニ付キテハ
市外ニ属スル分ヲモ市ニテ經營スルト云フコト
ハ不同意ナルヲ以テ許可スル能ハズ、依テ市外
ノ分ハ譲渡ノ処分ヲナシ、後申出ツル様トノコ

100 しかし、その後、関係省庁などからの認可がなかなか下りない状況が続いていた。たとえば、「電力市営認可に就て」（『河北新報』1910年3月19日）では「仙電買収及起債は主務省に於いて綿密なる調査を要し本市の申請書類中不備の点少からざる趣にて未だ認可の指令を受くるに至らざる…（後略）」と述べられているほか、「市営電力市債」（同1910年4月29日）では「仙台市に於いて電力事業市営に関し其筋に百四十万円の市債認可申請中なるが右につき遠藤市長は数次上京して具申する所ありしも今尚ほ認可の指令に接せず」と述べられている。また、「市営電力認可期」（同1910年5月24日）において、遠藤庸治は、仙台市の提出した書類は逓信省・大蔵省・内務省の各省庁の許可・認可が必要であるが、それを受けるには時間がかかるというような発言を行っている。

101 『法令全書』第9号、1911年、301ページ（勅令第238号）。ここでは「市制及町村制ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス」とある。

102 このことについては、「市制改正」（『法令全書』第4号、1911年、108～157ページ〔法律第68号〕）の「第二章 市会」（第13条～第63条）、「第三章 市参事会」（第64条～第71条）、「第四章 市吏員」（第72条～103条）、「市制町村制理由」（『法令全書』明治44年）、および仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2008年）18～21ページなどを参照のこと。

103 宮城県『市町村 市町村制、町村条例、市会、市歳入出、町村吏員、町村有財産』、1911年（宮城県図書館所蔵）。

104 宮城県『市町村 市町村制、町村条例、市会、市歳入出、町村吏員、町村有財産』、1911年（宮城県図書館所蔵）。

なお、文中の□は判読不可能な部分である。

105 このときは、「条例第二号／仙台市営電燈並電動力使用料条例市会ノ決議ヲ経、内務、大蔵両大臣ノ許可ヲ受ケ左ノ通定ム」として公布された。この原文については、宮城県『市町村 仙台市電氣事業起債 二ノ一』、1912年（宮城県図書館所蔵）に掲載されているため、そちらを参照されたい。

106 仙台市役所『宮城紡績電灯株式会社買収関係書類』1912年、22～23ページ。

トナリキ」との見解が出されたからであった。そのため、「市外ニ属スル権利ノ中田、増田、岩沼、閑上等ノ事業ハ実ハ一會社ノ事業ヲ買収スルスルニ当リテハ全部ヲ引受ケザルベカラザルヲ以テ取纏メ買収シタルモ、之レヲ永久継続經營スルハ取纏上困難ナルコトト思ヒ、是ハ政府ノ言ハル、如ク讓渡ノ処分ヲナシ度考ナリキ」と提案している。仙台市域以外の財産、すなわち郡部部分にかかる営業権や工作物についてはいずれ何らかのかたちで譲渡するということを条件づけられたことによって決定されたものであった¹⁰⁷。仙台市営電気事業における郡部財産の売却については、大正中期以降には懸案事項となり、これがのちの宮城県（宮城県営電気事業）への郡部部分の事業譲渡につながるのである。

かくして、これらの議案は原案どおり可決され、ふたたび関係省庁に提出され、1911（明治44）年6月10日に起債の認可を受けた¹⁰⁸。

その後、1911年6月14日の仙台市会において、「仙台市電気事業公債条例更正ノ件」をはじめ5つの議案が提出された。そこでは市会議員増沢朋重が市長の遠藤庸治に対して「紡績電灯会社ノ交渉纏ラザル内ハ鳳鳴瀧ノ工事ヲ起工セザルヤヲ質問」したところ、遠藤は市会を「秘密会」として、「紡電会社ト交渉ノ儀ニ付キテハ知事ニ調停ヲ依頼シ、知事モ既ニ引受ケラレ、目下調査中ナリ、就テハ知事ノ調停終ルマテハ起工セザルコト」と述べた¹⁰⁹。つまり、

宮城紡績電灯株式会社の買収にあたっては、仙台市側の交渉では実現が困難であると判断し、宮城県知事の裁定を依頼することを想定していたのである¹¹⁰。

同年6月28日には、仙台市が同年2月24日に提出した「電気事業譲渡之儀ニ付申請」が以下の通り認可された。

「電第二二一五号

譲渡人 仙台電力株式会社

譲受人 仙台市

明治四十四年二月二十四日付申請電気事業取締規則第一条第一号ノ電気事業譲渡ノ件認可ス

但シ仙台市ハ譲渡人ニ下付セル明治四十一年四月十七日付遞第二二八四号ノ二命令書ノ条項ヲ遵守スル義ト心得ベシ

明治四十四年六月二十八日

通信大臣男爵 後藤新平 ㊞」¹¹¹

これに基づき、1911（明治44）年7月1日より、仙台市の公営電気事業が開業する運びとなった。その後、7月3日には仙台市役所内に電気部（仙台市電気部）が新設されたほか、仙台電力株式会社への買収契約金の払い込みなどを宮城県知事に申請した。そして7月6日には仙台電力株式会社が仙台市に対して「引渡書」を提出したことで事業譲渡が完了し、ここに仙

107 仙台市役所『仙台市会会議録』1911年、125ページ。このとき遠藤は、郡部部分のうち「塩竈ノ点灯ハ二千以上トナリ居ルヲ以テ、之レヲ他ニ譲ルトキハ収入ニ影響アル」と述べている（同）。

また、電気事業公債条例については、「一ヶ月以来の事なるか、経済社会大に変動し市債に殆鼻に付くと云ふ状態にて金利余ほど高価となりたるを以て、第一条第二項の次に第三項を追加して、低利資金より借入れ度考より本案訂正の必要を來したる所以なり」としている。なお、各省と仙台市とのやりとりについては、宮城県『市町村 仙台市電気事業起債 二ノ一』、1912年（宮城県図書館所蔵）にも掲載されているため、そちらも参照されたい。

108 その認可の状況は、「電力事業起債認可」（『河北新報』1911年6月11日）に記載されている。ここでも、「仙台電力株式会社より買収すべき電気事業の物件中、市外に属するものは、全部契約を以て買入価格以上に於て之を売却し、其営業は市に於て經營せざるものとす」ことなどが報じられている。

109 仙台市役所『仙台市会会議録』1911年、141ページ。

110 なお、1911年6月14日の仙台市会に先立ち、同年6月10日の仙台市参事会では「第四〇七号議案 市営電気事業調査依嘱の件」が提起され、翌11日に原案可決されている。

111 仙台市役所『仙台市会会議録』1911年、157ページ。この中の「遞第二二八四号ノ二命令書」とは、仙台電力株式会社の発起人らが電気事業の経営を通信省に申請し、その認可を受けた際に同省から通達されたものである（仙台市役所『通信省管理局指令綴 旧仙台電力株式会社分』1911～1914年、2～11ページ）。

台市営電気事業が成立することとなる¹¹²。

4. 宮城紡績電灯株式会社の買収

(1) 宮城紡績電灯株式会社の買収交渉の難航

こうした動きがある一方、宮城紡績電灯株式会社との買収交渉はどのような具体的な展開をみせてきたのであろうか。あらかじめ述べておけば、仙台市と宮城紡績電灯株式会社とのあいだで争点となったのは、買収金額をどのように設定するかということであった。そのことを念頭に置いて、この間の経緯に立ち入ってみることにしよう。

宮城紡績電灯株式会社は、仙台市が同会社の買収を決定したのちも事業拡大を続けていた。たとえば、1910（明治43）年7月頃から貯水池設備の整備などを行っていたほか、碁石川に新しく発電所を建設する計画も立て、申請を行っていた¹¹³。このような状況にあるなかで、仙台市側と会社側との間で買収交渉が継続されていた。

1911年1月、仙台市は東京帝国大学教授山川義太郎らに宮城紡績電灯株式会社の財産や買収価格などの調査を依頼した¹¹⁴。そして、この山川の報告書にもとづき、宮城紡績電灯株式会社の買収金額を110万円と設定し、前述の交渉委員が宮城紡績電灯株式会社との買収交渉に臨んだのである。しかしながら、やはり同社の固辞

の意思は変わらず、「譲渡ニ異議ナシト雖トモ、買収金額ハ金二百八万八千円ヲ固守シテ譲ラ」¹¹⁵なかった。とはいえ、仙台市としてもその金額は「不当ノ高値ニシテ右価額（「二百八万八千円」のこと……引用者）ニテハ市ニ於テ到底買収スルノ見込立タザル」ものであった。

遠藤もまた「如斯高価ニテハ買収スル能ハズトノ意見ヲ固辞シ委員ノ言ニ応」じなかった¹¹⁶。そのため、このままでは「買収不成立」となる可能性があったが、「当市ノ為実ニ重大ナル事件」であったことから、別の打開策の必要に迫られたため、同年5月に、宮城県知事寺田佑之に買収金額の裁定を依頼した¹¹⁷。

仙台市が提案した裁定の依頼内容は、「一、紡電は旧株一株を八十円、新株一株を四十円と見積り合計百三十九万二千円を以て同社を買収すること「一、仙電の仮契約の買収額に五万円を増してこれを四十万円と改むること」一、市会の決議額百四十万円を二百万円と修正し右両社買収額の残高二十一万余円はこれを経営費に充つること」¹¹⁸となっていた。これを受け調査が進められ、8月20日、寺田は「宮城紡績電灯株式会社ノ工作物、営業権、水利権及其他ノ財産全部ハ買収額ヲ金百五十万円トス」とした。とはいえ、この裁定に対して、宮城紡績電灯株式会社側が「不満の色」を示した。かくて宮城県知事の仲裁も不調に終わった¹¹⁹。

このようななか、1911年8月23日には、宮城

112 この間、仙台市では同年7月10日付で通信省へ電気事業経営について申請し、7月26日にその認可を受けた（仙台市役所『電気事業供給ニ関スル書類』1911～1912年、54ページ）。また、同年8月7日には、仙台市長遠藤庸治仙台電力株式会社社長白石廣造、仙台市の精算人である小林八郎右衛門の連名で、通信大臣への「電気事業譲渡に関する届書」が提出された（宮城県『市町村 仙台市電気事業起債 二ノ一』、1912年、宮城県図書館所蔵）。これにより、仙台電力株式会社の買収に関する一切の手続きが完了した。

113 宮城県『市町村 市町村制 町村条例 市会 市歳出入 町村吏員 町村有財産』、1911年（宮城県図書館所蔵）を参照のこと。これはおそらくその後の仙台市営電気事業における碁石川発電所の建設設計画の前身となったと考えられる。

114 山川の報告書については、仙台市役所『山川博士調査書』（1910年）に詳しい。

115 仙台市役所『仙台市営電気事業一斑』（1916年）7～8ページ。

116 その後、仙台市側は、1911年9月に宮城紡績電灯株式会社側に対して140万6400円の買収金額を提示するが、会社側はこれを固辞している。

117 この経緯については、宮城県知事に提出された「市営電気事業ニ関シ紡績電灯会社ニ対スル交渉願末書」（仙台市『仙台市電気事業史』、1943年、62～63ページ）を参照のこと。

118 「市営問題彌々切迫」、『河北新報』1911年5月16日。ちなみに、一番目については「紡電は旧株の払込高は六十二万円新株の払込高は二十万円にして外に十五万円の社債あり合計百〇二万円の資産と及び重役と社員とに分配すべき功労金とを含めてこれを百三十九万二千円に買収せんとするもの」としている。

紡績電灯株式会社から、買収価格「百七十五万円ならば市の買収に応すべき趣」が表明された。しかし、仙台市側、その金額は不当に高いものであるとし、「強制買収を断行する外手段なしとの意見」も登場することとなった¹²⁰。

同年8月27日の仙台市会では、宮城紡績電灯株式会社との買収案について、「仙台市ハ宮城紡績電灯株式会社ノ工作物、営業権及水利権財産全部ヲ買収スルモノトス」として、買収提案に修正を加えたものが決議されることになった¹²¹。そして、同社が買収交渉に応じない場合は、逓信大臣への裁定を依頼することを表明していた¹²²。

そのような中、宮城紡績電灯株式会社側からは175万円であれば買収に応じるという申し出があった。しかし、同社の買収交渉をめぐっては市会でも議論が紛糾した。市営電気事業を行うにあたり、上述のように当初は140万円で2つの民間電気会社を買収し、残金を事業拡張費に充てるとしていたものの、宮城県知事の調停によると宮城紡績電灯株式会社の買収費用が予定よりも増額していることから「市参事会の無責任極まれりと思ふ」という批判的な意見が出されただけでなく、電気事業にかかる市債額が増加することを懸念し、8月30日の継続市会では宮城紡績電灯株式会社の買収については「廃案」にすべきという意見もあった。しかし、「手に手を尽しても紡電を買入たき考」であったため、仙台市と宮城紡績電灯株式会社との間で再交渉を行うことが決議されるが、結果的にはそ

の交渉もまとまらなかった。そのため、9月1日、仙台市会は逓信大臣に裁定を依頼したうえで買収交渉を継続することを決議した¹²³。

(2) 宮城紡績電灯株式会社との買収契約

その後、1911年10月20日、宮城紡績電灯株式会社の買収に関する裁定を申請した。その稟請書は以下のとおりである。

「宮城県紡績電灯株式会社事業買収ノ件ニ付稟申

当市ニ於テ水力電気事業経営ノ儀客年十二月二十二日市会ノ決議ニ基キ既ニ御許可ヲ得テ仙台電力株式会社事業ノ譲受ヲ了シ候、然ルモ宮城県紡績電灯株式会社ノ事業ヲモ買収シ以テ併合經營スルノ必要ナルヲ認メ本年八月三十日市会ノ決議ニ依リ同社ノ事業ヲ買収セントシ數次交渉ヲ試ミ候処、同社ニ於テ其売買スヘキ權利物件ニ就キテハ別段異議無之候モ、本年五月三十一日現在ノ權利物件ヲ金百七十五万円ニアラサレハ買収ニ応シ難キ旨口頭ニテ答申有之候ニ付、本市ニ於テハ同日現在ノ物件ハ金百四十万六千四百万円ヲ正当価格ト認ムル旨ヲ以テ協商再三ニ及ヒタレトモ明答無之カ故ニ本月六日、別紙ノ如ク照会ニ及ビ爾後再応其回答ヲ促シタルニ、本月十八日社員渥美龍之助出衙結局書面ヲ以テハ回答致シ難キ旨申出有之候、畢竟同会社ガ書面ノ

119 このことについては、「紡電の買収交渉」(『河北新報』1911年8月10日)に詳しい。宮城紡績電灯株式会社が買収金額に「不満の色」を示しているのは、仙台電力株式会社は「利益の割合好く買収せられたりといふを標準として」考えたときに、仙台市や宮城県が提示した金額では割に合わないというものであった。

120 「不調と市の態度」、『河北新報』1911年8月25日。

121 この買収提案については、仙台市『仙台市電気事業史』(1943年)63~64ページにも収録されている。ここでは買収金額が明示されていないが、そうすることによって円満な解決を試みようという意図があった。また、「郡部ニ属スル電灯電力ハ市ヨリ其営業者ニ売却スルコト」という記述がみられるが、これはさきにも述べたとおり、仙台市が市営電気事業を行うにあたっては、いずれ仙台市外の部分は売却することが条件とされていたのである。

122 仙台市役所『仙台市会議録』1911年、237ページ。

123 「強制買収可決」、『河北新報』1911年9月1日。その後も仙台市と宮城紡績電灯株式会社とのあいだで数回にわたって交渉が行われたが、いずれも不調に終わっている。これについては、「紡電に再交渉」、『河北新報』1911年9月3日、「紡電強制買収」、同10月4日などを参照のこと。このほか、9月2日には、仙台市長から宮城紡績電灯株式会社社長にあてて「覚書」が送付されている。そこには、宮城県知事に裁定を依頼したものの、「調定絶縁」となるのは遺憾であるため、会社側の意見を聞きたいという仙台市の要望が書かれている。

回答ヲ拒ミ且ツ本年五月三十一日以後増減ヲ生シタル財産ニ就キ何等ノ申立ヲ為サ、ルハ時日ヲ遷延シ徒ラニ閣下ノ御裁定ヲ避ケントスルノ行為ト被存候、然レトモ既ニ当職ノ照会書ニ對シ明答ヲ欠クハ売買価格上異議アルモノニシテ、則チ価格ノ協定調ハサルモノト認ムルヲ以テ止ヲ得ス閣下ノ御裁定ヲ仰キ候条、本年五月三十一日現在会社財産ノ全部ヲ金百四十万六千四百円並ニ同日以後其財産ニ増減ヲ生シタル分ニ對シテハ実費ヲ以テ加除シ売却候様御裁定奉仰度、別紙目録ノ書面五通相添、此段稟申候也、

明治四十四年十月廿日

仙台市長 遠藤庸治

通信大臣伯爵 林董 殿 」¹²⁴

その後、1912（明治45）年1月27日の『河北新報』では、通信大臣が宮城紡績電灯株式会社に対して命令書を送付していることが伝えられている¹²⁵。このなかで、通信大臣は宮城紡績電灯株式会社に対して、「国又は供給区域を管轄する公共団体に於て電気事業の全部又は一部を買収せむとする時は会社は之を拒むことを得ず」といったを通達を出し、仙台市の買収に応ずるべきという方針を伝えている¹²⁶。

1912年6月中旬、通信省は独自の本格的な実地調査を行い、宮城紡績電灯株式会社の財産などを173万8000円と査定し、その金額で仙台市

に売却することを宮城紡績電灯株式会社に通達した。これを受けて、同年6月25日、宮城紡績電灯株式会社は、前日に急きょ開催された株主総会¹²⁷の決議にもとづき、ついに仙台市とのあいだに仮契約書が締結された。同書の内容は以下のとおりである。

「 仮契約書

仙台市長遠藤庸治ト宮城紡績電灯株式会社長伊藤清次郎トノアイダニ於テ協議ヲ調ヒ、仮契約ヲ締結スルコト左ノ如シ、

一、紡績会社（宮城紡績電灯株式会社ヲ云フ）ハ、明治四十五年五月三十日現在財産目録ニ掲ゲル処ノ財産（銀行預金及現金ヲ除ク）並ニ一切ノ営業権利ヲ、金百七十三万八千円ヲ以テ仙台市ニ売却ス、

一、若シ紡績会社ニ於テ会社ノ資産ヲ以テ支出シ、其ノ物件若クハ権利ヲ重役、若クハ一己人ノ名義ニ為シ置クモノアル時ハ、其ノ物件及権利共前項ニ包含ス、

一、明治四十四年六月一日以後同四十五年五月三十一日ニ至ル拡張費金十六万一千三百余円ハ、他日市ニ於テ調査ノ上、其ノ計算ニ誤謬アルヲ發見スルカ、若クハ其拡張費ニ著シキ不当ノ支出アリト認メラル、時ハ、会社ハ其金額ヲ訂正スベキハ勿論ノ

124 仙台市役所『宮城紡績電灯株式会社買収関係書類』1912年、55~57ページ。

125 「電力市営問題」、『河北新報』1912年1月27日。

126 その間、市民大会や仙台商工会では、仙台市が宮城紡績電灯株式会社を買収することに対して反対を表明する者も少なくなかった。たとえば、1911年11月29日の『河北新報』では、「市民問題と市民大会」という見出しで、仙台市の買収案は以前決議した予算を超過したもので「全然無謀の妄挙」であり、仙台市の財政を根本から「破壊する結果を生じ」させるうえに市民の負担も重くなるため、「買収中止の手段を」とるべきとして買収反対を表明し、それが12月3日に行われた市民大会で決議された（これについては「市民大会の通牒」『河北新報』1911年12月2日なども参照のこと）。そして12月中旬には仙台市長遠藤庸治に要望しているが、遠藤は「事業の将来に就きては十分に考究すべき旨を告げ」、買収の続行を表明している（「委員と市長の会見」、『河北新報』1911年12月18日）。また、仙台商工会では、「絶対に市営を廃止すべし」という意見があったほか「通信大臣指定の買収価格を以て買収すると為すも尚ほ詳細に実地調査を為したる後に於て買収すべし」、「曩に買収せし現在の電力のみによりて市営を為すべし」といった意見も相次いだ（「電力市営問題」、『河北新報』1912年1月25日。なおこの記事は、1月25日から1月28日まで4回にわたって連載されている）。

127 この総会の様子は、宮城紡績電灯株式会社「臨時株主総会決議録謄本」、1912年7月25日（宮城県『市町村 仙台市電気事業公債 二ノ一』、1912年〔宮城県図書館所蔵〕所収）を参考されたい。なお、この様子については「昨日の紡電株主総会」（『河北新報』1912年6月28日）でも報じられている。

事、

- 一、会社ハ本年六月一日以後本日マデ
施行シタル事業場ノ拡張費ハ前項金
額ノ外、市ニ於テ支払フベキ事、
- 一、会社ハ本日以後、事業上一切ノ各
町ハ勿論、新ニ機械其ノ他ノ注文ヲ
為ス可カラズ、若シ已ヲ得ザル事情
アル時ハ市長ノ承認ヲ経ベキ事、
- 一、会社ハ從来ノ滯金ヲ取立テルトキ
ハ、会社ノ有ニ帰スペキハ勿論ナリ
ト雖、若シ電灯料電力料等ニ前金ヲ
収受シタル時ハ、其金額ハ会社ニ於
テ返付スペキ事、
- 一、此契約ハ、会社ハ株主総会ノ承認
ヲ得ル能ハズ、市ハ市会ノ議決ヲ得
ル能ハズ、又議決ヲ経ルモ監督官庁
ノ認許ナキ時ハ当然無効トス、
- 一、此契約ハ、監督官庁ノ認可ヲ受ケ
タル時ハ其許可書受領ノ翌日ヨリ起
算シ、一週間以内ニ其受渡ニ着手
シ、一ヶ月ヲ超ヘザル期間内ニ結了
スル事、
- 一、前項受領結了ト同時ニ、市ハ買代
金ノ内金十七万円ヲ支払フベキ事、
- 一、本日ヨリ市ニ於テ吏員若クハ技
師、技手ヲ派遣シ、会社ノ事業ヲ監

視スペキ事、

- 一、市ニ於テ会社ニ対スル支払ハ受渡
ニ着手シタル日買代金ノ内金十七万
円ヲ支払ヒタル残額ニ対シ、年六分
ノ利子ヲ付シ、半ヶ年以内ニ於テ市
ノ便宜ニ依リ支払フベキ事、
但シ市ノ都合ニヨリ右期限内ニ支
払スルコト能ハザルトキハ其以
後ノ利子ヲ六分五厘トス
- 一、会社ハ其受渡ニ着手シタル日ヨ
リ、其収入ハ市ニ引渡スペキ事
右契約書ハ、正副二通ヲ調製シ、正本
ヲ仙台市役所ニ、副本ヲ宮城紡績電灯株
式会社ニ領置ス

明治四十五年六月二十五日

仙台市長 遠藤庸治印

宮城紡績電灯株式会社

取締役社長 伊藤清次郎印¹²⁸

こうして、懸案であった宮城紡績電灯株式会
社の買収は実現に向かって動き出したのである¹²⁹。

仙台市がここまで宮城紡績電灯株式会社の買
収にこだわったのは、おそらく同会社が当時の
仙台市域の大部分に電気供給を行っていたため
と考えられる。というのも、仙台市は仙台電力

128 宮城県『市町村 仙台市電気事業公債 二ノ一』、1912年（宮城県図書館所蔵）所収。その後、通信省電気局長
から宮城県知事に対して、「仙台市と宮城紡績電灯会社と買収交渉に関する件、御配慮の結果、遂に協定の運に立
至り」という手紙を送っている（同）。

129 それでもなお、一部の世論や市会議員からは、買収に懸念を示す声や買収そのものに反対するという意見があつたことは記しておくべであろう。たとえば1912年には、買収に反対するという意見が内務部長にあてて提出され
ている。それをみると、仙台市と宮城紡績電灯株式会社との交渉は再三にわたって行われたのにまとまらず、「市民の迷惑」となるため、「市ニ於テ市営ヲ中止スル事」や「市ニ於テ買収シタル元仙電全部、紡電会社ニ払下ケノ事」などを述べている（宮城県『市町村 仙台市電気事業公債 二ノ一』、1912年〔宮城県図書館所蔵〕所収）。
そのほか、『河北新報』1912年7月4日には「市営事業費として借り入れたる市債は市に於て其事業經營の純益を
以て償却すべき計画にて、直接市民に対して負担せしめられるゝと無しとは一般に信せられるゝある説なるが、
実際に於ては全く然らず、何れも或る時季までは市税を以て市民に負担せしめ、その徴収し得たる税金と事業經營
の純益金とを合して市債の償却に充つの方針となり居れり」という意見が掲載されている（「市債と市税激
増」、『河北新報』1912年7月4日）。そこでは「電灯事業の為め年々約三万円の負担の増加さるゝは或は免るべか
らざる趨勢とならむ」としているが、これに対して、仙台市は「市民の負担を要せず」ことを強く強調している。
また、1912（大正元）年9月9日には、一部の市会議員から内務部長へ、買収反対の意見書が提出されている。
それをみると、仙台市と宮城紡績電灯株式会社との交渉は再三にわたって行われたのにまとまらず、「市民ノ迷惑」と
なるため、「市ニ於テ市営ヲ中止スル事」や「市ニ於テ買収シタル元仙電全部、紡電会社ニ払下ケノ事」などを
述べている（宮城県『市町村 仙台市電気事業公債 二ノ一』、1912年〔宮城県図書館所蔵〕所収）。それでもな
お仙台市の決定はくつがえることはなかった。

株式会社を買収した際、仙台電力株式会社から引き継いだ電気供給区域は郡部の区域がほとんどであり、その部分はいずれ他に売却しなければならないという条件で買収していたため、名実ともに「仙台市営電気事業」となるには、宮城紡績電灯株式会社の買収は必要不可欠であったといえるからである。

その後、1912年7月、仙台市会は、さきに制定した仙台市電気事業公債条例を改正し、以前募集した公債（約64万3000円）に加え、新たに135万7000円の起債を行うこととし、起債額を合計200万円（仙台電力株式会社・宮城紡績電灯株式会社の買収費用、事業拡張費）に変更すること、および宮城紡績電灯株式会社を173万8000円で買収することを決議した¹³⁰。

1912（大正元）年8月3日には、仙台市長と宮城紡績電灯株式会社社長の連名で「電気事業譲渡許可申請書」が逓信大臣に提出され、11月30日には認可を受けた¹³¹。12月5日には宮城紡績電灯株式会社の事業譲渡が正式に認可され、12月24日には同社から仙台市に「引渡書」が提出され、事業譲渡が完了した¹³²。なお、同社に対する買収金は、12月4日に内渡金として13万円を支払ったのち、1914（大正2）年から1915（大正4）年にかけて残りの金額が支払われた¹³³。

こうして仙台市は、1915年12月から本格的に市営電気事業を行うこととなり、ここに「五大事業」の中の市営電気事業の構想が「実現」し

たのである¹³⁴。

おわりに

以上の作業を通して確認できたことを要約すると、次の通りである。

仙台市営電気事業は、1900年代後半の構想の段階から、低廉かつ安定的な電気供給を行うことによって、電動機を利用した近代工業の仙台市内への促進・普及を意図していた。そのためには、1910年頃より、仙台電力株式会社および宮城紡績電灯株式会社の買収といった計画に具体的に取り組んでいくことになった。その過程では、多くの問題が起こったものの、明治末期にはついにそれらの会社の買収も完了し、仙台市営電気事業の成立をみるのである。このことは、仙台市の近代都市化への大きな一步が踏み出されたことを意味した。

1907年に登場した仙台市の「五大事業」は、この市営電気事業を中心としつつ、上水道整備事業、市区改正事業、市電敷設事業、公園整備事業に取り組み、同市の近代都市化を加速させようとするものであった。また、視点を変えれば、六大都市との間に拡大しつづける近代都市化の遅れを取り戻そうとするものでもあった。そのような仙台市の為政者の意図は、市営電気事業の上述の歩みに象徴されるように、着々と実現に近づいていくことになる。このようにみれば、「五大事業」の登場こそ、仙台市の近代

130 仙台市役所『仙台市会会議録』1912年。このとき決議した電気事業公債条例は、1912（大正元）年11月30日に内務省（内務大臣原敬）の許可を受けている（宮城県『市町村 仙台市電気事業起債二ノ一』、1912年〔宮城県図書館所蔵〕）。

131 仙台市役所『電気事業譲受書類』1911～1912年、5～6、38ページ。

132 ちなみに、当時社長を務めていた伊藤清次郎は、のちにこのことについて「結局（電気事業について…引用者）市ト競争スルノ止ムナキニ至ツタノデ、是レマタ市ノ買収ニ応ジ」たと述べている（伊藤清次郎口述・小西利兵衛編集『仙台昔話電狸翁夜話』〔大正14年の復刻版〕、宝文堂、1990年、425ページ）。

133 この買収金は、のちにみる特別会計電気事業費歳出（臨時部）の「既設会社買収費」にあたる部分であり、1912（大正元）年度には20万1072円49銭、1913（大正2）年度には21万1000円、そして1915（大正4）年度に135万7000円、合計176万9672円49銭となっている（仙台市『仙台市事務報告書』各年版を参照）。この金額は、宮城紡績電灯株式会社の買収金額173万8000円と若干異なるが、事務手続きの経費や買収契約締結後に何かしらの設備が増加したものも加味されていると考えられる。

134 なお、再三にわたって議論されてきた鳳鳴ヶ瀧における発電所の建設については、1911（明治44）年11月6日に着工の認可を受け、翌年5月23日に電線路（地中線）の敷設などの建設工事に着手されたが、その間に宮城紡績電灯株式会社と買収に関する仮契約書が締結されたため、鳳鳴ヶ瀧における工事の申請は取り下げられ、中止された。

都市形成の歩みの中で画期的な出来事として位置づけられるであろう。

【参考文献】

- 伊藤之雄編『近代京都の改造——都市経営の起源 1850~1918年——』ミネルヴァ書房、2006年
- 大石嘉一郎・金澤史男『近代日本地方都市史研究——地方からの再構成——』日本経済評論社、2003年
- 雲然祥子「公営電気事業と近代の都市形成に関する一考察——仙台市を事例にして——」、東北経済学会『東北経済学会誌』第64号、2011年、4~17ページ
- 雲然祥子「大正期仙台市の電気料金値上げ問題」(東北学院大学学術研究会『東北学院大学経済学論集』第177号、2011年、165~193ページ)
- 雲然祥子「『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業に関する資料的考察——電気事業特別会計の分析を中心——」、東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学 東北産業経済研究所紀要』第31号、2012年、63~114ページ
- 雲然祥子「明治40年仙台市の『五大事業』の登場」(プロシーディングス)、東北経済学会『東北経済学会誌』第65号、2012年、22~24ページ
- 仙台市『仙台市事務報告並財産明細表』1905年・1906年
- 仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』、仙台市役所、1949年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 特別編4 市民生活』、仙台市、1997年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編7 近代現代3 社会生活』、仙台市、2004年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』、仙台市、2008年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2009年
- 仙台市参事会『仙台市参事会 決議録』1911~1912年(仙台市役所所蔵)
- 仙台市電気部『電気事業許可申請書類 付取下書類』1910年12月
- 仙台市電気部庶務係『電気供給ニ関スル書類』

- 1911~1912年
仙台市電気部庶務係『紡電会社買収引渡書』1912年
- 仙台市役所編『仙台市史』、1908年
- 仙台市役所『仙台市参事会議事録』1907~1910年
- 仙台市役所『仙台市会議録』1907年~1912年
- 仙台市役所『電気事業出願ニ関スル書類』1907年12月
- 仙台市役所『電気 大蔵発電所関係書類』^(ママ)1907~1916年
- 仙台市役所『電気事業関係書類綴』1908年以降
- 仙台市役所『通信省管理局指令綴(旧仙台電力株式会社分)』1908年4月17日~1911年6月30日
- 仙台市役所『電気 通信省管理局認可 元電力会社』1908~1913年
- 仙台市役所『仙台電力株式会社買収書類 付契約書』1910年12月
- 仙台市役所『資産調査書(元仙電分)』1910年10月
- 仙台市役所『山川博士調査書』1910年12月
- 仙台市役所『通信省 宮城県 認可書類』1910~1911年
- 仙台市役所『電気 官公衙願届(元電力会社)』(1)1910~1913年
- 仙台市役所『電気 官公衙願届(元電力会社)』(2)1910~1913年
- 仙台市役所『仙電引継什器及備品(電気部)』1911年
- 仙台市役所『電気事業市外財産調其他綴』1911年
- 仙台市役所『電力株式会社引継関係』1911年
- 仙台市役所『仙台電力株式会社 財産引継関係書類』1911年7月
- 仙台市役所『電気事業譲受書類(宮城紡績電灯株式会社 仙台電力株式会社 電灯供給許可命令書)』1911年
- 仙台市役所『宮城紡績電灯株式会社買収関係書類』1912年12月
- 仙台の歴史編纂委員会編『仙台の歴史』、宝文堂、1989年
- 難波信雄「日露戦争時の仙台」、仙台市博物館『市史せんだい』Vol.4、1994年、126~134ページ
- 宮城紡績電灯株式会社・仙台市役所『報告書』、1898~1908年

【参考】 1906（明治39）年7月～1907（明治40）年8月までの「五大事業」関連記事

記事名	掲載年月日
「仙台市内工業と電力」	1906（明治39）年7月20日
「市公園開設協議会」	1906年11月2日
「市公園開設協議会」	1906年11月4日
「仙台市の上水工事 (水源は大倉川)」	1906年11月5日
「仙台電気鉄道の設計 (大倉川水力利用の電気事業)」	1906年11月7日
「当市公園開設決定」	1906年11月7日
「当市電鉄の設計詳報」	1906年11月29日
「当市公園新設と測量」	1906年12月1日
「仙台瓦斯公社発起人会」	1906年12月5日
「電車鉄道取締規則」	1906年12月5日
「当市公園開設委員会」	1906年12月9日
「当市新公園竣工期」	1906年12月12日
「電車取締規則の草案成る」	1906年12月13日
「市内工業用供給の電力」	1906年12月14日
「当市新公園設計予算」	1906年12月15日
「仙台市と工業」村松亀一郎	1906年12月15日
「三居沢の地変尚歌ます」	1906年12月15日
「当市電鉄布設諮詢」	1906年12月16日
「時代の趨勢と現在の東北」 藤澤幾之輔	1906年12月18日
「電鉄と市会」	1906年12月24日
「仙台の紡績事業」	1906年12月26日
「仙台市街電気鉄道 東京大坂の 起業家九名の協同経営」	1906年12月27日
「電鉄と仙台市会（委員付託）」	1906年12月27日
「市区改正と上水工事」	1906年12月27日
「仙台市街電鉄の工事方法」	1906年12月29日
「奥羽電鉄と線路踏査」	1906年12月29日

記事名	掲載年月日
「白石電気株式会社の起工」	1907（明治40）年1月21日
「市区改正と墓地」	1907年1月21日
「紡績事業と当地」	1907年1月21日
「市街電鉄拡張追願」	1907年1月22日
「宮城紡電会社の電車線路踏査」	1907年1月26日
「上水工事と市区改正」	1907年2月8日
「電柱瓦斯管の課税率」	1907年2月8日
「仙台市会の電鉄答申」	1907年2月8日
「鳳鳴不動の水力電気計画」	1907年2月8日
「宮城紡電の水路変更を起工」	1907年2月8日
「電柱瓦斯管税に就て」	1907年2月9日
「市区改正の先鞭」	1907年2月9日
「当市特別税電柱税条例」	1907年2月17日
「紡電の水路変更出願」	1907年2月19日
「電鉄合同の風説に就て」	1907年2月19日
「急務を要する市街上水事業」	1907年4月3日
「遠藤氏承諾せん」	1907年5月15日
「市発展策の建議出でん 上水下 水の水利工事=市区改正=市街 電鉄布設（附工業原動力供給の 電気事業）=公園設置」	1907年8月3日
「五大問題の調査」	1907年8月9日
「五大問題の建議に就て」	1907年8月13日
「五大問題と仙台市会」	1907年8月15日
「五大問題と参事会」	1907年8月16日
「五大問題と調査員」	1907年8月18日
「五大問題と調査規程」	1907年8月22日
「五問題調査委員設置規程」	1907年8月23日
「五大問題と建議者の意向」	1907年8月24日
「五大問題と市参事会」	1907年8月24日
「市公園造成の新方針」	1907年8月26日
「五大問題と臨時市参事会」	1907年8月28日